

平成20年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成20年6月24日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第35号 訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第32号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第33号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第34号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第36号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第37号 監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第38号 訓子府町水道事業会計欠損金の処理について
- 第12 議案第39号 町道路線の変更について
- 第13 議案第40号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第14 一般質問

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長	鳥山勝見君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成20年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、鳥山農業委員会会長から、本定例会中、欠席する旨の報告がありました。

さらに、三好会計管理者から、本定例会中、欠席する旨の報告がありました。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が11件であります。そのほか、請願が2件、報告が2件であります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、7番、佐藤静基君、8番、山本朝英君、9番、川村進君、10番、小林一甫君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの3日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

議員、説明員の皆さんに申し上げます。例年クールビズということで、略式でノーネクタイということでやっております。特に今回エアコンの故障ということで、事前に皆さんへ通達をしておりましたけれども、ノーネクタイということでやっていきたいと思っております。ただ今日、あいにくちょっと寒いですから、ネクタイしてる方もおられますけれども、説明員の皆さんも遠慮なく上着も暑くなりましたら、脱いでいただいて結構だと思

います。

行政報告

議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長からお許しをいただきましたので、行政報告に先立ちまして本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

ご挨拶に先立ちまして、ただいま議長からもご報告がございましたように、燃料費の節減等も考えまして、クールビズの施行を職員は実施してきたところでございますけれども、今回、定例議会においても、ノーネクタイの提案をさせていただき、ご理解を賜りましたことに改めて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。さらにこれも、議長からご報告がございましたように、役場庁舎のクーラー、冷暖房機が故障になりまして、現在のところ復旧の目処が立っておりません。このような状況の中から、不快感もあると思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

本日、第2回定例町議会を招集申し上げたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

本定例町議会に提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、各会計の補正予算案でございますけれども、一般会計につきましては、総額1,534万1,000円の追加補正をさせていただいております。

その主な内容につきましては、総務費では、臨時事務員の賃金と管内町村会負担金及びふるさと銀河線のレールを使用した文鎮やブックエンドの加工手数料など。

民生費では、高齢者の他に今年度精神を含めた障がい者への対応を拡大した配食サービスに係る委託料と10月に制度改正予定の乳幼児医療費助成事業の医療費助成を常設保育所の産休代替保育士の賃金など。

商工費につきましては、新エネルギー産業技術総合開発機構の補助を得まして、本町における新エネルギーの利用可能性調査などを行う地域新エネルギー策定事業の関連経費。

教育費では、昨年の校舎耐震診断結果を受け、訓子府小学校及び居武士小学校体育館の耐震診断業務を計上させていただいているところでございます。

老人保健特別会計につきましては、医療費交付金などの返還金として823万8,000円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例改正についてでございますけれども、地方税法の改正に伴う「町税条例の一部改正」。

「訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正」につきましては、乳幼児医療費の対象年齢拡大による一部改正。

「訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費に関する条例の一部改正」につきましては、精神障害者を助成対象とすることによる改正。

「訓子府町監査委員条例の一部改正」につきましては、地方公共団体の健全化に関する法律施行に伴い、一部改正するもので、計4本の条例改正を提案させていただいております。

次に、平成19年度の水道事業会計欠損金の処理につきましては、法令で議会の議決を経て定めることとなっていますので、その処理について、議決を求めるものでございます。

次に、町道路線の変更につきましては、町道南7線の農業試験場へ向かう道路の進入を規制するため、町道路線の認定変更をするものでございます。

次に、過疎地域自立促進市町村計画の一部変更ですが、これは、当初予算で計上しております、東幸町の教員住宅2棟4戸を含めた改修について、過疎債を利用して実施するため同計画に掲載するものでございます。

次に、専決処分承認につきましては、地方税法の改正に伴い、町税賦課前に条例の改正が必要となったことから、今回専決処分として、提出させていただいたものでございます。

次に、3月の定例議会で繰越明許費としてご決定いただいた「公社営畜産担い手育成総合整備事業」につきましては、本年度に繰り越しさせていただいたものを報告するものでございます。

本定例会につきましては、おそらく私の知る範囲の訓子府町議会の歴史以来、全議員の一般質問は、おそらく初めてのことだというふうに理解しているところでございます。私も含めて、職員の説明員一同が大変緊張しているところでございますけれども、以上、議案10本、報告1本の詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

このたびの行政報告につきましては、訓子府町農業交流センターの管理業務についてでございます。ご存知のとおり、訓子府町農業交流センターにつきましては、関係機関・団体のご協力をいただき、順調に運営を続けておりますけれども、管理業務について、変更することとなりましたのでご報告を申し上げます。

農業交流センターの対策支援室には、平成12年11月の開設以来、JA土地改良課が情報室、土壌分析室の管理運営を含め、町と連携しながら対応してまいりましたが、JAの広域合併や今年5月の機構改革などによりまして、7月上旬を目処に訓子府支所へ移転することになりました。

このことによりまして、その後の対応として、商工会館がかなり老朽化しておりまして、移転を模索していることから、訓子府町商工会が入居し、現在、町職員が行っている会議室、加工室の予約・料金回収等の管理業務を委託することにより、効率的に運営していくことといたしました。

商工会は、バス定期券の販売を担っていることから、利用者の利便性の向上が図られますとともに、旧駅舎部分を含めた農業交流センターが商店街・住民を巻き込んだ地域づくりの拠点となることを期待しているところでございます。

なお、簡易土壌分析や農地地図システムの運営につきましては、従来どおり、農業交流センターを活用しながら、JAが主体となり対応することとなります。

以上、農業交流センターの管理業務についてご報告申し上げますけれども、今後とも利用者の利便性を高めながら、効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えていることこそですけれども、よろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。質疑は、1人2回に制限いたします。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。時代といいますか、農協の機構がかなり簡素化されまして、広域の関係でということはよく分かっておりますし、あの施設の利用については、町の中心部であって、銀河線の廃止の時から非常に注目されていたわけでございます。今話を聞いて一安心といいますか。今、町長のお話がありましたように、効率よく使うための手法ということで、非常に良い方向だと基本的には考えております。ちょっと気になることがありますして、農業交流センターというのは、一つにはそういう関係の補助事業のことがありますので、これについては、効率利用ということでいろいろ難しいことを言えば、あれかもしれませんけれども、商工会で利用することについては、別に問題は問題といいますか。そういういわゆる補助事業関係でもらったあれでは、別に問題は無いのかということが一つあります。それから、7月の中旬でしたか移動は初旬と言っていましたか。それで、その後の利用といいますか。町の施設ですから、民間が使うとなれば、当然従来の形のように何らかの使用料といいますか。そういうものが、今まで農協でも払っていると思うんですが、今回その件については、商工会が使うについては、どのようなことになっているのか。とりあえず2点伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 交流センターの質問で、2点の質問をいただきました。細かい事務的なことは、農林商工課長から説明をさせますけれども、基本的には、今、農業交流センターの施設の趣旨、目的等については従来と変わらない。むしろ、私自身が期待しているところは、単純に貸し部屋というだけではなくて、あそこの持っている機能をさらに発展させて、地元の産品の将来的には、販売やあるいは研修等の拡大に繋がっていくことが、町おこしに一層繋がるっていくのではないのかという積極的な意味での期待を議員同様に、私も持っているところでございます。

さらに、2点目の利用の料金につきましては、あくまでも管理・運営については、商工会に委託するという考え方を持っておりますけれども、各部屋の使用につきましては、これは、町民の利用に供する施設でございますので、従来どおりこれは使用料をいただきながら、全体の町民の皆さまの利用の供したい。さらに、事務所等の使用につきましても、これは、農協JAの土地改良課が負担していたと同様に、使用料を徴収させていただくという考え方をもっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、細かいことにつきましては、農林商工課長から説明をさせます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 2点目の使用料の関係なんですけれども、あくまでも、これは貸館という形ではありませんので、JAの土地改良課の時もそうですけれども、実費負担というような形で、光熱水費は面積案分ということで、今までもいただいておりますし、これからも同様にいただくという考えでございます。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 管理の細かいことなんですけれども、管理の範囲なんですけど、管理をお願いするということなんですけど、従来の町の管理している範囲を全部お願いするという

ことになるのか。いわゆる、土地改良課で借りてきた範囲なのか。ちょっとその範囲のことについて、もう少し説明して下さい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 管理の幅ということになりますけども、今、日常的に町職員が担っていますのは、毎朝、交流センターに行きまして、当日の行事予定を書く。そして、部屋の周り点検をする。そして、加工がほぼ毎日入ってますので、加工施設から電話いただいて、まあ午後2時位になりますけども、加工施設の料金を回収する。そして、最後は午後5時に行って、また部屋の中を確認する。そういったことを1日に3回、町職員が担っていますけども、それを全て商工会でやっていただく。ですから、ほぼ町職員が担っているものにつきましては、商工会に担っていただくということで、調整しているということでございます。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。佐藤議員同様にですね、利用されるという部分については全く賛成ですし、あの施設が無駄にならなかったというようなことで、^{あんど}安堵しているところですが、あの佐藤議員の質問に無かった分で、ちょっと何点か伺いたいと思えますが、一つには、今まで清掃関係がありましたね。これはどういう形になるのかなというのが一つあります。

それから、土地改良課で入っていたところだけではなく、総体の中でどういう利用されるのかということ。おそらく、概ね考えていると思うんですけども、例えば、駅のほうの駅長室ですか、そっちの部分だとか。あるいは和室とかいろいろありますけども、これらを、どのように、利用されようとしているのか、分かる範囲で、一つ答弁をいただきたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 交流センターの清掃関係なんですけども、これにつきましては、4月から3月までの契約ということで、実は経費節減関係で一括契約という形で、各施設と一緒にございまして、農業交流センターの部分についても、毎日清掃している形で、加工室を除いて実施しています。これについては、トイレも含めています。それにつきましては、今年3月までは、そういう形で実施していく。4月以降につきましては、今商工会と話していますのは、7月中旬から入るということになりますので、状況を見た中で、おそらく会議室の利用頻度ですとか。そういったものも把握できるというふうに認識していますので、おそらく4月以降は清掃の回数ですとか、そういったものも含めて変更した中で実施するのではないかと。これについては、今後協議していくことになるというふうに思います。

それと原則としては、事務所については、今、土地改良課で使っている部分について、商工会に活用していただくということで、駅舎の部分の旧駅長さんの部分ですとか、そういったところについては、特に今回の中では含まれてない。現状どおりというような形になるということでございます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、答弁の方で、今年3月という話をしていましたけれど、来年3月まで年度内の様子を見て、そして、来年度以降については、より現実的な対応をさせていただきますということでございます。

それから、駅長室部分の部屋でございますけども、まだ、固まっておりますけども、商工会と商店街協同組合についても、それぞれの考え方をもちながら、あそこを有効活用し、ホーム、駅舎全体の中での環境の中で、まちおこしをしていきたいという考え方を持っているようでございます。私どもとしては、具体的にはまだ煮つめておりませんが、例えば、防犯協会とか交通安全協会。今、北海道電力の部屋を借りておりますけども、あそこの代替として、駅長室を何かを利用できないかということも含めて、可能な限り町費の持ち出しが現在よりも節減できるような方法で、内部検討を始めてるところでございますので、これからまた具体的になりましたら、改めてご説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。この使用料のことで、商工会が当初あそこへ移りたいという話の時に、金の工面などのことをよく言っていたのを私は聞いています。この使用料については、当面2年間位の免除という考え。当然今までは、経済団体が入っていましたから金がありました。ところが、商工会と個人的にお話しても、あそこの出た跡を壊す予算であるとか、いろいろなものというのを心配されているのを私は聞いてます。ですから、この町があそこを活用してもらって活性化を図るときに、商工会活動がより一層の充実を図るためには、やはり町が出来る限りの助成を考えてやってはいかがだと思います。

どうですか。町長。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 使用料という形になりますけども、これにつきましては、あくまでも、実費の負担をいただくということで、掛かっている光熱水費、これは駅舎全体に掛かるものですから、それを面積案分いたしまして、その相当をいただくということで家賃をいただくという考えはもっておりません。ですから、実費相当額は負担していただきます。加えて、いろいろ我々が担っていた管理ですとか、先ほど町長が説明いたしました。地域の活性化につながるようなこと。これにつきましても、現状でも商工会と連携して補助金などもありますので、その辺も活用した中で、どうにか実施していただきたいというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 4番、河端です。今まで、私も加工室を利用させていただいて、豆腐やパン、カステラなどを作らせていただきました。今あそこを利用して、講師をお願いして、いろいろな加工に向けて講習があるということもありますが、今まであそこで作ったものを例えば、お祭のイベントで、販売するとか、そういう販売はいけないうという規制があったんですが、これから地場産を使った加工グループが立ち上げになったりした場合、それを販売しても良いかどうか。その辺の規制がどうなるのかお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員おっしゃるように、過去にも、あそこで生産されたものを、あるいは、作ったものを販売できないかということのお尋ねでございます。私自身もあそ

ここにおいて、新しい地産地消の一つの掘り起こしのきっかけを、今、今度の講習会等で小林清美元生活改良普及員などを招きながら、何とかそういったものを販売したり、あるいは作って地元の利用に供するようなことができないかということを探しているところでございます。しかし、まあこれはご存知のとおり、食品の販売を行うということについては、管理衛生の問題がございますから、保健所との認可を受けなければなりません。そしてまた、地元の商工業の発展ということを考えますと地元の商工業者との協議等も含めて、今後の活用のあり方というのは、かなり慎重に進めていかなければならないだろう。しかし大筋としては、例えば、他府県を見ても、町営あるいは団体営や組合営のそういった販売の状況というのは現実としてありますので、将来的には不可能ではないというふうに考えております。なお、事務的に努めながら関係機関と協議し、むしろそれよりは、地元のそういった販売の出来るような産物を、どのようにして作っていくかということに力を入れながら当分は進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 町内には公の宿泊施設というのが、訓子府にはないんですけれども、あそこに和室がございますし、寝具などは町内の寝具屋さんから借りることでできますので、例えば、訓子府町に視察にみられた方や、少人数でも宿泊ということはできないでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） あの交流センターの検討をした段階で、例えば、実習生の受け入れとして、そこを宿泊施設として使うことができないかと検討をした経緯も確かにございます。しかし現実的には、今の状況の中では、そういう具体的なあそこをある意味では、いつ入ってくるか分からないような状態で、占有させるということは非常に難しいと思っております。と申しますのは、使用の規定、使用料の規定、そこを独占的に使わせることの町民的な理解を深めていかなければなりませんし、何よりも、使用料の扱いをどうするか等の問題がございますから、議員のおっしゃることは十分分かりますけれども、検討課題として、利用の今後のあり様として検討させていただきたいということで、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

議案第41号

議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて、を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書44ページ。

町民課長。

○町民課長（中山信也君） それでは、議案第41号について、ご説明申し上げます。議案書の44ページをお開きください。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の

規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

この専決処分の内容につきましては、議案書の47ページ以降の専決処分書のとおりであります。地方税法の改正に伴い、^{きゅうし}急施を要したため専決処分を行ったものであります。

それでは、町税条例の一部を改正する条例の概要（専決処分）によりご説明いたしますので、議案書の49ページをお開きいただきたいと思います。

始めに、項目の1としまして、条例附則第10条の2の改正でございます。この規定は、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」についての規定でございますが、第1項から第6項までは地方税法の改正に伴い、対象規定の変更となっているものの修正でございます。

第7項については、新たに熱損失防止工事、省エネ改修工事のことでございますが、これを行った住宅に係る固定資産税額を減額するためのもので、その申告について規定してございます。内容としまして、参考で書いておりますので、ご覧いただきたいというふうに思っております。

次に、項目の2、附則第19条の6の改正です。この規定は、「特定中小会社の発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例(エンジェル税制の優遇措置)」について規定したもので、今回の改正では、所得税の方で新たな(出資額を一定の限度内で寄附金控除の適用を受ける)特例が、設けられたため、第7項及び第8項に規定している譲渡所得が生じた場合の計算特例について、削るものでございます。

なお、第1項から第4項までは、対象規定の変更によるものの修正となっております。

附則でございます。第1条ですが、公布の日からの施行であります。第2条及び第3条につきましては、附則の第19条6の関係で、第2条は、施行日前までに規定により、特定株式を取得している場合の譲渡所得について、第7、第8項の規定を適用される特例で、第3条は、譲渡損失が発生した場合の申告で、平成22年3月31日までの間の読替え規定となっております。

以上、専決処分を行った町税条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明させていただきました。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第41号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第35号、議案第32号、議案第33号

議長（橋本憲治君） この際、日程第5、議案第35号、日程第6、議案第32号、日程第7、議案第33号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第35号から順次説明願います。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の32ページをお開き願います。

議案第35号 訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成16年条例第16号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

記以下に改正条例案を記載しておりますが、33ページの新旧対照表によりご説明いたします。

今回の改正の趣旨は、乳幼児医療費の対象年齢を満6歳までであったものを小学生までに、拡大しようとするものであります。

まず、題名を含め、年齢を拡大することから、条例中の文言を「乳幼児」から「乳幼児等」に、改めるものであります。

第2条は、用語の定義を定めておりますが、第1号で乳幼児等の対象年齢を、満6歳に達する日以後の最初の3月31日を、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までとするものであります。

第3条は、受給者の要件を定めておりますが、第2号で児童福祉施設に入所している乳幼児を除くものとしておりましたが、里親に委託された児童が医療機関を受診した場合の費用は別途給付されること。また、知的障害児通園施設に、通所している者にあつては、この条例の対象になるものであることから、文言を整理したものであります。

次に、34ページにまいりますが、第6条で助成の範囲を規定しておりますが、今回拡大された対象者の医療費助成の範囲は、入院及び指定訪問看護に、限るものとしております。

附則としまして、この条例は、平成20年10月1日から施行するものであります。

経過措置であります。今回、拡大された対象者の保護者に、一定以上の所得がある場合は給付の対象から除くものとするものであります。

以上、訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第32号 平成20年度 訓子府町一般会計補正予算 第1号の説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条にありますように1,534万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ38億9,104万1,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります。第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、3ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

それでは、3ページの歳入歳出、予算補正、事項別明細書の歳入について、説明を申し

上げます。

まず、11款、2項、1目、民生費負担金の1節、社会福祉費負担金で、配食サービス事業利用者負担金として36万2,000円の追加につきましては、歳出で補正いたしません。在宅高齢者及び心身障害者に係る配食サービスの利用者増に伴い追加するものであります。内訳を申し上げますと、在宅高齢者分が720食分の21万6,000円、心身障害者分が488食分の14万6,000円の追加となっております。利用者負担金の単価につきましては、それぞれ300円でございます。

次に、14款、2項、2目、民生費道補助金の2節、児童福祉費補助金にありませぬ乳幼児医療費補助金5万5,000円の追加につきましては、本年10月から助成対象を拡大する小学生の入院や訪問看護分の道補助金を追加するものでございます。

また、その下の社会福祉施設産休等代替職員設置事業補助金45万8,000円の計上につきましては、歳出でも補正計上しておりますが、常設保育所の保育士1名が産前産後休暇に入りましたことから、その代替保育士配置費用に対する道の補助金を計上しようとするものであります。

なお、補助金の単価等につきましては、平日が5,920円、その72日分、土曜日が2,960円の11日分の計上でございます。

次に、17款、1項、1目の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として586万1,000円を追加計上するものでございます。

ここで、別に配付しております、資料1、基金の保有状況（見込）の表をご覧くださいと思います。資料1、基金の保有状況でございますけれども、この今回の補正の繰入を行った後の財政調整基金保有見込額につきましては、一番上の右側、平成20年度末の総額で申しますと、9億2,073万9,000円となっております。

また議案の3ページに戻ります。議案の3ページに戻りまして、2項、1目の老人保健特別会計繰入金1万1,000円の追加につきましては、老人保健会計における繰越金に含まれております過年度分預金利子を一般会計に繰り入れするものでございます。

次、19款、6項の雑入に参りまして、まず、4目、納付金にありませぬ雇用保険料個人負担金9,000円の追加につきましては、総務費で補正計上しております臨時事務員に係るものでございます。失礼しました。総務費ではありません。民生費でございます。民生費で補正計上しております。常設保育所の運営上に掛かる納付金でございます。失礼いたしました。

また、5目、雑入にありませぬ。日の出簡易郵便局取扱事務費29万6,000円の追加につきましては、手数料額の引き上げに伴うものでございます。

その下の地域新エネルギービジョン策定事業補助金786万9,000円の計上につきましては、歳出の7款、商工費の補正に連動しております。後ほど事業内容を説明いたしますが、この事業に対し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から、補助を受けるものでありまして、事業費の全額が補助対象ということになってございます。

次に一番下のレール文鎮・ブックエンド販売収入につきましては、先に取りまとめましたふるさと銀河線のレールを加工して製作しましたレール文鎮やブックエンドの販売収入として42万円を計上するものでございます。

続きまして、4ページの歳出について、説明をいたします。まず、2款、1項、1目、一

般管理費の経費区分4、総務一般管理経費の4節、共済費2万1,000円と7節、賃金29万1,000円につきましては、総務課の臨時事務員に係る計上ではありますが、他の補助事業の事務費との調整をし、不足が見込まれる分を計上しようとするものでございます。

また、その下の19節、負担金、補助及び交付金で、3万円を追加しておりますのは、管内町村会負担金の額の確定に伴い、不足分を追加計上するものでございます。

その下にあります経費区分8、日の出簡易郵便局設置事業にあります北海道簡易郵便局連合会負担金4万6,000円の計上をしてございます。この連合会につきましては、郵便事業者が加入するものでありますが、日の出簡易郵便局を嘱託化したことに伴い、事業者である町が加入するものでございます。

次に、8目の企画費にまいりまして、経費区分4、まちづくり推進経費につきましては、先に取りまとめをしましたレール文鎮やブックエンドの加工手数料として30万円。

また、訓子府応援隊に登録いただいた町外の皆さんへの送料になりますが、通信運搬料として10万円をそれぞれ計上をしているものでございます。送料につきましては、主にレール文鎮が多くなるものと思いますが、随時、受け付けをしている関係上、概算予算での計上ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3款、1項、1目の社会福祉総務費にまいりまして、経費区分8、障害者等福祉事業で、配食サービス事業の委託料として34万2,000円を新たに計上しております。これまで、この障がい者に係る実績はありませんでしたが、本年度から、精神を含めた障がい者全般に対象を拡大したことにより、年間488食の利用が見込まれ、これに、委託料単価700円を乗じた34万2,000円を計上するものでございます。

また、その下の2目、老人福祉費の経費区分7、高齢者在宅サービス事業におきましても、配食サービス事業の委託料として50万4,000円を追加しておりますが、これにつきましては、当初、398食分の予算計上をしておりましたが、利用者の増加が見込まれることから720食を追加し、合わせて1,118食分の予算を確保しようとするものでございます。なお、これにつきましても委託料単価は700円で、障がい者等も同様であります。歳入でも説明しましたとおりそれぞれ利用者から1食につき300円をご負担いただくというものでございます。

次に、2項、1目、児童福祉総務費の経費区分1、乳幼児医療費助成事業につきましては、本年10月に予定しております制度改正により、小学生の入院と訪問看護が助成対象となることから、医療費助成として、所要額11万円を追加計上するものでございます。

次に、3目、児童福祉施設費の経費区分1、常設保育所運営事業で、総額181万5,000円を計上しておりますのは、保育士1名が、産前産後休暇に入りましたことから、その代替の保育士を配置するため、10ヶ月分の賃金とこれに係る共済費をそれぞれ計上するものでございます。

次に、7款、1項、2目、商工業振興費に、新たに経費区分4、地域新エネルギー策定事業として、総額786万9,000円を計上しております。これにつきましては、本年2月に、本町の新エネルギーの活用について、研究するための有志による「研究会」組織が設立されたことを受け、可能な限りこれを支援するため、本町における新エネルギーの潜在量ですとか、その利用の可能性の調査を行おうとするものであり、次年度以降、この調査結果を基に、事業化に向けた具体的な検討も可能になるものでございます。

歳入でも説明いたしましたが、この事業は、全額、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構からの補助を受けて行うものでありますが、補助要件に沿った策定手順をもとに必要な予算を計上させていただいております。

まず、1節の報酬につきましては、地域新エネルギービジョン策定委員会委員12名分の報酬、5回分として42万円を計上してございます。委員につきましては、専門知識を有する学識経験者のほか、経済会や産業会等から選考し、委嘱することにしておりますが、任期は、策定期間となりますことが想定されますことから、その他の臨時の嘱託員として位置付けをしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

9節の旅費につきましては、委員の先進地調査等に係る費用弁償20万6,000円と先進地調査やヒアリングに係る職員旅費34万5,000円の計上となっております。

11節、需用費の食糧費1万2,000円につきましては、委員会のお茶代として、科目計上するものでございます。

13節、委託料の677万円につきましては、新エネルギービジョン策定業務そのものを、新エネルギーに精通している専門業者に委託するものでありますが、委員会における審議と連動させながら、本町にあった各種分析調査や報告書の作成を委託するものでございます。

14節、使用料及び賃借料の11万6,000円の計上につきましては、先進地視察の際のバスの借上料でございます。

次に、10款、2項、小学校費の1目、学校管理費の経費区分3、学校施設維持管理事業で、小学校体育館耐震診断業務委託料として391万3,000円を計上しておりますのは、昨年の校舎の耐震調査の結果、補強工事が必要との結論になったことを受けまして、本年度は訓子府小学校と居武士小学校の体育館の耐震調査を行い、計画的な整備を行おうとするものでございます。

なお、この事業につきましては、安全安心な学校づくり交付金の対象事業となりますが、本工事の交付金と合わせて次年度以降に交付されるため、本年度につきましては一般財源での対応となるものでございます。

以上、総額1,534万1,000円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 議案書の5ページをお開き願います。

議案第33号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計補正予算 第1号について、提案説明させていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ823万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8,663万8,000円とするものであります。

次に、6ページは款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただき、その内容につきましては、7ページ以下の事項別明細書によって、説明をさせていただきます。

始めに、7ページの歳入について、説明させていただきます。

第5款、第1項、第1目、繰越金の前年度繰越金につきましては、平成19年度の医療費の確定により、社会保険診療報酬支払基金交付金、国及び道負担金や預金利子に繰越金

が生じたので、823万8,000円を追加するものであります。

次に、8ページの歳出について、説明させていただきます。

第2款、諸支出金、第1項、繰出金、第1目、一般会計繰出金につきましては、歳入で計上いたしました繰越金に含まれております過年度分預金利子、1万1,000円を追加し、一般会計に繰出しするものであります。

次に、第2項、第1目、償還金の医療費交付金等返還金につきましては、平成19年度の医療費の確定により、社会保険診療報酬支払基金交付金、国及び道の負担金などに返還金が生じますので、822万7,000円を追加するものであります。

以上、平成20年度老人保健特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） ここで、午前10時35分まで、休憩いたしたいと思います。

休憩 午前 10時25分

再開 午前 10時35分

議案第34号、議案36号、議案第37号、議案38号、議案第39号、
議案第40号

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、日程第8、議案第34号、日程第9、議案第36号、日程第10、議案第37号、日程第11、議案第38号、日程第12、議案第39号、日程第13、議案第40号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第34号から順次説明願います。

町民課長。

○町民課長（中山信也君） 議案書9ページをお開きください。

議案第34号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下を別紙としまして、改正案を10ページ以降に記載しておりますが、長文かつ複雑であるため、30ページ以降の「町税条例の一部を改正する条例の概要」の資料によりまして、主な改正点について説明させていただきます。

なお、今回の改正につきましては、9ページ下段の説明に記載のとおり、「地方税法の改正等に伴い、町税条例を改正しようとするもの」でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、30ページをお開き願います。

はじめに、項目の1、項目の4について関連がありますので、併せて説明させていただきます。

項目の1、条例第34条の7の「寄附金税額控除」及び項目の4、条例附則第7条の4「寄附金税額控除の特例控除の特例」についてですが、これは、いわゆる「ふるさと納税」

の導入により、整備されるものでございます。

改正点でございますが、個人住民税における寄附金税制が今回、整備されたことによるものでございまして、1つ目としまして、控除対象寄附が新たに都道府県及び市町村が条例により指定したものが対象となったこと。

2つ目としまして、控除対象限度額も総所得金額の25%から30%に上げられたこと。

3つ目としまして、適用下限額も10万円から5,000円に引下げとなったことがあげられております。

中でも、「ふるさと納税」関係であります都道府県又は市町村に対する寄附金については、5,000円を超えた金額について、所得税控除を受けた後の金額を都道府県5分の2、市町村5分の3の全額を税額控除をするものでございます。

なお、条例附則第7条の4につきましては、山林所得や退職所得金額、株式配当及び各種譲渡所得等の特殊な所得についての算出方法について規定したもので、本年1月1日からの適用となっているものでございます。

次に、項目の2、条例第47条の2、3、4、5、6にかかる「町民税の公的年金等に係る特別徴収」の関係でございます。

公的年金から特別徴収につきましては、従来から行われている所得税の特別徴収、平成12年度からの介護保険料。本年度からは、国民健康保険料及び後期高齢者医療制度等が特別徴収されているものでございます。この制度によりまして、年金受給者の納税につきましては、従来市町村の窓口若しくは、金融機関に出向き納付しなければならなかったものを、年金からあらかじめ特別徴収により、自動的に納付することになります。納税義務者の利便性が向上するほか、市町村においては、賦課事務等の効率化が図られるものと期待されているところでございます。

特別徴収の対象者は、老齢基礎年金等が18万円以上の方が対象で、介護保険等と同様の制度となっておりますが、基本的には、年金所得分に係るものを特別徴収するものであり、他に所得がある場合は、従来どおりの普通徴収を行うものでございます。なお、公的年金からの特別徴収の実施につきましては、平成21年10月からの実施を予定しているものでございます。

次に、項目の3、条例附則第4条の2「公益法人等に係る町民税の課税の特例」についてでございますが、こちらの方は、租税特別措置法におきまして、公益法人等に対し財産を寄附した場合、その寄附が公益の増進に寄与するもので、国税庁の承認を受けたときは、非課税とされておりますが寄附後、その財産が公益目的事業に使われなくなった場合、承認を取消となり、公益法人を個人とみなして課税するものでございます。なお、承認取消につきましては、附則のほうで平成20年12月1日以降ということで規定されているものでございます。

次の項目の5、6、7につきましては、金融・証券税制に分類されるもので、世の中の「貯蓄から投資へ」の流れを、さらに進めるための政策でございます。近年におきましては、特に年金生活者の「第二の年金」となってきた株式等の配当、譲渡に係る利益については、二重課税の問題があり、逆に各種軽減税率につきましては、その恩恵の受けている主は高所得者階層であるため、それらを改善するためのものでございます。

項目の5、附則第16条の3の「上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例」であります。本年12月31日をもって、軽減税率を廃止するものでございます。しかし、当分の間は特例措置が設けられ、従来と同様の100分の3の軽減税率の適用を受けるものでございます。

さらに、附則で平成22年12月31日までの間は、100万円までは100分の1.8とする特例が設けられているものでございます。

次に、項目の6、附則第19条の3の「上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例」についてですが、今回削除されるものでございます。

ただし、附則で平成22年12月31日までは、500万円以下の場合は100分の1.8、それを超えるものについては100分の3という経過措置が設けられているものでございます。

次に、項目の7、附則第19条の5の「源泉徴収選択口座内配当に係る町民税の所得計算の特例」についてであります。この制度につきましては、証券会社等の上場株式等の配当、譲渡所得、譲渡損失等の受入れを行う「源泉徴収選択口座」を設けるもので、年間を通じて、収支計算により申告ができるようになるものでございまして、証券会社等の整備が完了する平成22年1月1日から適用されるものでございます。

項目の8の条例附則第19条の10「旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告」であります。これは、公益法人制度改革に伴うもので、公益性が認められた公益社団法人・公益財団法人と届け出だけで、設立が認められる一般社団法人、一般財団法人とに分けられ、後者については、5年間の移行期間が設けられております。平成25年までは、申告により特例民法法人として従来と同様の非課税措置とするものでございます。

次は、地方税法等の改正に伴う対応条項等の番号のずれ、条項の追加等による整備でございますので、説明を省略させていただきますが、31ページの附則の第8条でございます。平成21年度をもって、終了を予定しておりました、肉用牛の免税対象牛の関係でございますが、諸情勢等から、肉用牛、対象牛の販売頭数を年間2,000頭までの上限を設定し、3年間延長し平成24年度までとすることになったものでございます。

次に、この条例の附則をご説明いたします。議案書の23ページをお開き願います。

下から7行目、附則第1条の「施行期日」からはじまりまして、第2条「個人の町民税に関する経過措置」、第3条「法人の町民税に関する経過措置」、第4条が「固定資産税に関する経過措置」となっております。

それでは、順に主だったものについて説明いたします。先ほどの条例の概要の中で説明をさせていただいているものにつきましては、省略させていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

まず、第1条の施行期日ですが、「公布の日」からとしておりますが、第1号の条約適用利子及び配当につきましては、平成21年1月1日より、第2号の関係につきましては、その規定のほとんどが申告等に関するものとなっております。平成21年4月1日からとなっております。ページが変わりまして、第3号の肉用牛の免税対象牛の関係及び株式の配当所得などの株式の関係の特例は、平成22年1月1日から、第4号の株式譲渡所得等の町民税の特例は平成22年4月1日から、第5号の公益法人等の関係は、平成20年、

本年12月1日の施行となっているものでございます。

次に、中ほどの第2条の、個人の町民税に関する経過措置でございます。第2項につきましては、先ほど項目の2の条例の概要でもご説明申しあげましたが、条例第47条の2の公的年金からの特別徴収につきましては、平成21年度以後ということで、平成21年度分の本徴収が始まる10月分からの支給される老齢年金としているものでございます。

第3項は、寄附金税額控除の関係で、平成20年、本年の1月1日以後の支出分が適用されるものであります。

第4項は、寄附の対象であります公益法人等につきましては、経過措置が現在設けられておりますので、その読替え規定となっているものでございます。

第5項から第7項及び25ページの第8項から第12項につきましては、先ほどの概要で説明しておりますので、省略させていただきます。

次に26ページの8行目、第13項ですが、上場株式等での譲渡損失の通算損益につきましては、平成22年度からの適用となり、次の第14項は、道民税での控除を受けた場合の適用となっております。

第15項は、条例附則第19条の6、第5項の平成22年1月1日から12月31日までの間の読替え規定となっております。株式に関しては、各種の経過措置が取られていることによるものでございます。

第16項につきましては、概要で説明しましたが、附則19条の3の関係ですので、省略させていただきます。

第17項につきましては、附則19条の3の規定の経過措置と関連しまして、附則第19条第1項の事業所得又は、譲渡所得等でも同様の特例を受けるためのものでございます。

次に、27ページの中ほどの第18項から第20項につきましては、株式等の各種所得の特例の経過措置による読替えの規定となっておりますので、省略させていただきます。

第21項から第22項は、附則第19条の8の1の「条約適用利子及び条約適用配当の特例」でございますが、平成21年1月1日からの適用となっているもので、さらに平成22年12月31日までは、他の株式等の特例に準じ特例が設けられているものでございます。

次に27ページの下から3行目「法人の町民税に関する経過措置」ですが、基本的には、平成20年4月1日以降の開始する事業年度からの適用となるものでございます。

28ページ、第2項及び第3項は、平成20年度からの適用であることを規定しており、第4項につきましては、公益法人改革の関係から平成20年12月1日までの読替え規定となっております。

次に29ページの5行目、第4条「固定資産税に関する経過措置」でございますが、第2項の条例第56条の公益法人等の規定は、平成21年度分以後の固定資産税について、適用するものでございます。

以上、議案第34号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の35ページをお開き願います。

議案第36号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第17号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

35ページに改正条例案を記載しておりますが、36ページの以降の新旧対照表によりご説明をいたします。

まず、第2条につきましては、用語の定義を定めておりますが、第1号中「手帳」を「身障手帳」に改めることとしております。これは、今回の改正で精神障害者が医療費助成の対象となることから、精神障害者手帳と区別をする必要があることによる改正であります。

第2号では、この条例の中で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の名称を略して「精神保健福祉法」とするものであります。

第3号では、精神保健福祉手帳1級の交付を受けた者を、重度心身障害者としてこの医療費助成の対象とするものであります。

37ページでございますけれども、第3条につきましては、助成の対象者であります。今回助成の対象とする精神障害者については、入院以外の医療費を対象にしようとするものであります。

35ページに戻っていただきまして、下段の附則であります。平成20年10月1日から、施行するものであります。

以上、訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤正好君） 議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。

議案第37号についての提案説明を申し上げます。

議案第37号 監査委員条例の一部を改正する条例の制定について。

監査委員条例（平成12年条例第1号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

この改正条例の内容につきましては、記として記載しておりますとおり、第6条、これは、決算等の審査についての規定であります。第6条中「法第233条第2項」の次に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項」を加えるものでございます。

39ページに条例の新旧対照と改正内容をまとめておりますので、ご覧をいただきたいと思います。今回の改正につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、参考としまして、関係分を抜粋し下に載せてございますが、この法律の第3条第1項において、地方公共団体の長は財政の健全化判断比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、そして、将来負担比率の4つの指標について。また、第22条第1項になりますけれども、公営企業については、資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告することが規定されております。

今回の改正条例につきましては、監査委員が行う決算等の審査にこの健全化判断比率等の審査を行う旨、加えようとするものでございます。

38ページに戻りまして、附則であります。この条例は、交付の日から施行すること

としてございます。

以上、議案第37条の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 議案書40ページをお開きください。

議案第38号 訓子府町水道事業会計欠損金の処理について、提案説明をさせていただきます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条の2の規定により、欠損金の処理について、議会の議決を求めようとするものでございます。

同法施行令によりますと、「欠損金の処理は、決算認定の議決とは別に、これを先行して行うべき」とありますので、先立って提出させていただくものであります。前段でお手元の資料2で、未処理欠損金の算出について説明をいたします。

一番後ろの資料2をお開きください。この資料は、平成19年度 訓子府町水道事業決算報告書の抜粋であります。

まず、1ページでは収益的収入及び支出について、収入の水道事業収益における決算額は1億9,146万1,000円であり、支出の水道事業費における決算額は1億9,835万2,624円であります。

次の2ページには、資本的収入及び支出について、款項の区分毎に予算額、決算額等を載せてありますので、後ほどご覧いただきたく存じます。

次の3ページが収益的収入及び支出、いわゆる経常的経費における損益の計算書であります。

ここに表われている、1の営業収益から4の営業外費用までの数字は、先ほどの1ページの収益的収入及び支出の決算額から税抜きした額を目別に計算しているもので、中段の営業損失は858万2,463円、営業外損失は407万2,932円、合わせた経常損失は1,265万5,395円で、これは当年度の純損失額でございます。

この額に、前年度繰越欠損金2,527万431円を加えたものが、当年度未処理欠損金3,792万5,826円となるものでございます。

次に、議案書40ページに戻りまして、記以下の平成19年度 訓子府町水道事業会計欠損金処理計算書、1の当年度未処理欠損金は、先ほどの損益計算書のとおり3,792万5,826円となるものでしたので、その金額については、2の欠損金処理額（3）資本剰余金繰入額1,265万5,395円によって、処理をしようとするものであります。これにより、3の翌年度繰越欠損金は2,527万431円になるものでございます。

平成19年度 訓子府町水道事業会計欠損金の処理につきましては、本来であれば営業活動による欠損金は、営業活動による利益をもって処理すべきであります。

そのため、欠損金の補填は繰越利益剰余金または、利益積立金を持って処理し、なお残額がある場合は、次年度へ繰り越し、次年度以降の料金収入や費用削減により、これを解消していくのが通例であります。

しかし、今年度の欠損金処理にあたっては、昨年度実施した繰上償還に伴う公営企業経営健全化計画に沿って、累積欠損金の削減に努めるべく、資本剰余金で補填するものでございます。

なお、欠損金補填額としては、当年度未処理欠損金 3,792万5,826円のうち、当年度純損失分 1,265万5,395円を資本剰余金から、欠損金を処理するもので、処理後の資本剰余金の累積額は 2億3,923万7,492円となる見込みでございます。

以上、訓子府町水道事業会計欠損金の処理について、その提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実） 議案書の 41 ページをお開きください。

議案第 39 号 町道路線の変更について、提案内容の説明をさせていただきます。

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次の町道の路線を変更しようとするものであります。

これにつきましては、北見農業試験場からこむぎしまいしゆくびょう小麦縞萎縮病が近隣圃場で発生していることから、道路通行止めの要請を受けましたもので、この病害虫が試験場内で発生した場合、試験研究に重大な影響を及ぼす恐れがあるとの判断から、場内への一般車両の進入を規制するため、路線の一部を変更するものであります。

記以下であります。次の 42 ページの位置図を併せてご覧いただきたいと思っております。

路線番号の 103 は、路線名が高園南 7 線であります。起点は、訓子府町字高園 246 番地 6 で変更はございませんが、終点の旧が訓子府町字弥生 52 番地 59 から、新の訓子府町字弥生 52 番地 83 に変更するものであります。重要な経過地は高園でございます。

これにより、路線の総延長が 1,444.89m から 1,118.38m となり、326.51m の減となるものでございます。

以上、議案第 39 号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤正好君） 議案第 40 号について、説明を申し上げます。

議案書の 43 ページでございます。

議案第 40 号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更しようとするものでございます。

変更の内容につきましては、記以下のとおりであります。今回の変更は、平成 16 年 12 月の第 4 回定例町議会において、ご決定をいただいた「訓子府町過疎地域自立促進市町村計画」、一般的には「過疎計画」といわれておりますけれども、その 46 ページの次に 46 - 2 ページとして、変更後の欄にあります表のとおり追加するものでございます。

追加の内容につきましては、区分 8、「集落の整備」中の事業名欄に、(1)として「集落再編整備」を加えるものであります。事業内容としましては、当初予算に計上しております過疎地域集落再編整備（定住促進空家活用）事業、4 棟 8 戸の改修でございます。

これにつきましては、本年 4 月に北海道と協議した結果、過疎債の適債事業となる見通しがついたため、過疎計画の事業に追加するものでございます。

ご承知のとおり、この過疎計画に搭載されていない事業につきましては、過疎債の対象にはなりません。また、本計画の変更につきましては、「過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 6 項の規定に基づく、北海道との事前協議が必要であります。この協議が本年 5 月

16日付で完了したことを受け、同法に基づき議会の議決を受けようとするものでございます。

以上、議案第40号について、提案説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（橋本憲治君） 以上で、議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号の各案に対する提案説明が終わりました。

時間的には早いんですけども、ここで昼食のため休憩をいたしたいと思えます。

町民の方に、午後から一般質問になっておりますので、ぜひ皆さんご参集をお願いをしたいと思います。

それでは昼食のため休憩をいたしたいと思えます。

休憩 午前11時10分

再開 午後 1時00分

一般質問

議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

日程第14、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問・答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 4番、河端です。一般質問通告書に従いまして、大きく3点質問いたします。

1点目として、行財政改革と施策の優先順位をどのように考えているのか、町長の考えを伺います。

国の厳しい財政運営が続く中、ますます地方にしわ寄せがきています。様々な制度が変わり、特に生活弱者に与える影響は大きく、不安を抱えている人が増えています。

本町では、平成22年度までの3年間で2億円の削減目標をめざし、「財政健全化戦略プラン」の策定に向けて検討されていますが、限られた予算の中で、いかに効果を上げるかが課題です。その中で、施策の優先順位をどのように考えているのか伺います。

また、病人や障がいを持つ人を、自宅で介護している家庭が増えており、介護者の高齢化などにより不安を抱えている人もいます。また、失業や病気などで、生活弱者となった人も増えていますが、このような人たちをどのように支えていきますか。

中堅職員の中途退職が相次ぎ、職員数が減って、職員の負担が大きくなっているようですが、問題は無いのですか。

以上、伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 1点目に、行財政改革と施策の優先順位をどのように考えているかという2点のお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

まず、優先順位については、総合計画にのっとり年次ごとの計画はもちろんでございますし、私自身が政策で揚げさせていただいたマニフェストのできるのところからやらしていただくということは当然のことでございます。さらにそれよりも、緊急の用、命や安全に関わることの状況ができたときには、政策如何にかかわらず、これは急ぎ、優先を決めていくものでございます。

まず、1点目の「生活弱者をどのように支えていくのか」とのお尋ねでございますけれども、病気や障がいのある方、さらには高齢化に伴って、生活に不安を抱えている方も多くいると思われまます。

こうした方々には、その状況に応じて各種制度を通した支援や、相談などの対応をしているところですが、行政だけではなく、あらゆる角度からの見守りが必要だと考えているところでございます。民生委員さんや町内会、実践会、ボランティアの皆様などとの連携も図りながら、不安のない町づくりを進めていく必要があると考えているところでございます。

2点目の「中堅職員の中途退職が相次ぎ、職員数が減って職員の負担が大きくなっていることが問題ではないか」ということでございます。

職員の退職につきましては、今年3月末で定年退職2名、自己都合退職2名の退職がございました。さらに、この6月末で1名の自己都合退職が予定されております。ご指摘のとおり、確かに職員の予定外の中途退職については、職員が大変少ない中であっての町政運営に大きな支障をきたしていることは言うまでもございません。日々複雑化・多様化する業務の中での欠員は、残された職員への負荷は、相当大きなものがございます。業務の停滞にも繋がる可能性がありますし、しかし、職員数が減ったからといって住民サービスの低下を招くことは避けねばなりません。職員の協力と理解をいただきながら、年度内は少ない職員の中で、何とか業務を処理していかねばならないと考えているところでございます。

本年度、将来的な組織体制を考慮し、職員を2名採用しましたが、来年度に向けても、さらに欠員となる職員の補充採用を検討しなければならないと考えているところでございます。

以上、2点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 優先順位は、いつも町長がおっしゃっていることで、町長の考えは分かります。

それで今、財政健全化戦略プランの策定が進んでいるようですが、具体的に進捗状況はどうなっておりますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 3月の定例議会でも申し上げましたけれども、平成19年度につきましては、財政分析を中心にしながら、多くの方に訓子府町の財政状況がどういう実態になっているのか。そしてさらには、それはどんな要因の中で財政の基金の取り崩し等の実態が、状況が出てきているのかということ、より多くの方に知っていただきたいということで、議会議員の皆さんはもちろんでございますけれども、町民の皆様にもそうした機会を可能な限りもってきたところでございます。この春から財政を今議会でもご了解いた

だきましたとおり、およそ2億円の基金を取り崩しが、日常化してきておりますので、なんとか歳入と歳出のバランスをイコールという形が設けられないのかということでご提案をさせていただいたところでございます。職員に今、この春から6月にかけて改めて職員の皆様に全ての事業の見直しをお願いしたところでございますけれども、そのお願いしたことに先立ちまして、私自身が申し上げているのは、2億円のお金を削るという前提ではないと。それは何か。削るというよりも政策として、とらえていただきたいと、すなわち、そのことは、削らなければならないという算数の計算の前に、今何が必要で町民の生活にとって何か大切な事業なのかということを変更して町民の立場になって考えていただきたい。その上で最終的にはこの3年間の間に2億円の削減を求めていきたいということが、職員に対してお願いしたところでございます。おおよそ職員の方から各事業の見直しについて、おおよその見直し計画が出てまいりました。これらを再度、企画財政課と私どものほうで検討し、もう1回職員にフィードバックさせていただく考えでございます。その上で、私は、まちづくり委員会等も含めて、町長が独断的に、ある意味ではトップタウンのような形で、「これだけ、こういう風に削りますから了承してください」という形ではなくて、改めて住民の皆さんに、本当に必要なものは何なのかということも含めて、町民の当為にできるだけ当為にふして、その上で議会に提案を図りながら、計画的な事業の執行と財政削減を果たしていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） まちづくり委員会に、財政健全化プランの具体的な数字をお示しして、そちらでまたご意見をいただくというお話ですが、そのまちづくり委員会と具体的な政策、これは例えば、やめた方がいい。そういうようなことまで、まちづくり委員会に委託をするのか。まちづくり委員会の役割・権限というのをどういうふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議会を代表する委員でございますので、この間の最初の講演、そして、まちづくり委員会についての性格については、十分ご承知の上でご質問をされているというふうに思いますけれども、私自身はあの場でも申し上げましたとおり、施策はもちろんでございますけれども、基本的には町民の代表たる、より多くの人たちによって、何を検討し、何を町長に意見をいただくか等も含めて、住民の皆様の意見をいただきたいと。その点で言いますと、柴田委員長を中心として、杉田副委員長、さらに何人が副委員長を選んだようでございますけれども、それらの人が中心になって、このまちづくり委員会で、町のまちづくりの運営についての具体的な項目を、再度、私どもが提案するものを検討していただきたい。

その一つに財政再建のそうした計画も含まれるであろうということでございます。もちろん、これらにつきましては地域懇談会や可能であれば町内会・実践会に出向いて、こうした状況も分かっていたいただきながら、お互いに意見を交換し、具体的に提案をさせていただければと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 今、町内でもさまざまな障がいを抱えたり、失業したりいろんな

ことで滞納だとか大きな問題を抱えていらっしゃる方もいます。それと、やはり自宅で障がいをもった方を介護している方の中には、ご自身の高齢化などで自分が介護できなくなったら、というような不安を抱えていらっしゃる方も多くいます。財政健全化等の厳しい状況の中で難しいことは沢山あるかと思いますが、安心して暮らせるような町民の暮らしを守るという目線で政策を進めていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） これから各議員さんにもお許しをいただかなければなりませんけれども、質問項目が大変おおございますので、私は早口でペラペラとしゃべりますことをお許しをいただきたい。できるだけ質問項目の全て答えたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

さて今、町内で障がいを抱えたり近隣の力が必要だという方が大変多くなってきている。その点でいう財政も福祉優先のそういう弱者優先の施策を運営していただきたいということでございます。

それは、地方自治の存在意義を考えると当然のことでございますので、可能な限り優先的にそれらについては、努力してまいる考え方でございます。

北海道の調べでは、昨年4月から12月までの高齢者の孤独死が63人というふうに発表されております。その中でも、孤独死で1週間、1ヵ月にわたっての発見が遅れたという人も、4名という状況も聞いております。北海道をあげて地域における声かけなどの仕組みを考えていきたいということでございますけども、私どもの町は、声かけよりも、さらにいろんな形で、今、実践をされているところでございます。最近の高齢者実態調査の結果を読ませていただきましたけれども、これらを見ても一般の65歳以上の方々の回答、この調査の回答でいくと、およそ75.8%の回答をいただいておりますけども、何としても今のところは困っているところはない。しかし、相談するのは病院や看護師や、あるいは保健師や近隣の人達ということです。そして、在宅で居る人たちで実際にそうした相談をする人は誰なのかという、家族や近所や親族の方たちなんだという回答をいただいております。

そして、何としても不安なのは、在宅福祉のサービスを受けている方、73人の回答をいただいておりますけれども、一番不安に思っていること、それは一人で外出をし用事を足すことができないという不安感を持っている方が、21名の28.8%の状況でございますから、多い少ないかは別といたしましても、全ての人が行き届いた町民生活ができるように、最善の努力を今後もしていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 職員の数が減って、その割に事務量は、むしろ増えていると聞いております。どこの課も余裕がない状態だとは思いますが、これから町も生き残りをかけた取り組みを町民と職員が一丸となってやっていかなければならない大切な時期だと思いますので、職員も町民も一緒になって頑張れるようお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 冒頭の答弁にもお話ししましたし、この点につきましても何回かご質問をいただいております。かつて120名いた職員が現在一般職で申しますと90数名

という30名近く減少されていると。しかも、事務的には非常に報告や制度改正等も含めて、ギリギリの中で職員が仕事をしている。この点につきましては、私も含めて、より多くの町民の皆様にもご理解をいただかなければならない。さらに、私は職員の方に地域に出向いて、地域の人に育ててもらおうというぐらいの意識で、コミュニケーションを大事にして欲しいということを職員にお願いしているところでございます。厳しい現実が変わりありませんけれども、しかし、何としても冒頭申し上げましたように、改めて議会とも相談させていただきますけれども、途中退職者の補充等については、何としても埋めさせていかなければならないという状況でございます。北海道に報告をしている私どもの町の人員計画では、平成21年には95名ということをご報告してございます。幾分のごぼろでございますけれども、少なくとも定員が不補充になっている。最近の不補充で途中退職された者の補充については、前向きに検討させていただきたいという考えで、少しでも職員の過重を軽くしていきたいということも考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 次に、子供の健全育成をどのように進めるのかお伺いいたします。

子供を取り巻く環境がどんどん悪化し、次世代を担う子どもの健全育成が大きな課題となっています。

町では、親が安心して子どもを産み育てることができるように、その拠点となる「子育て支援センター」の開設を目指していますが、進捗状況を伺います。

また、各地で幼稚園・保育園と子育て支援センターの機能を合わせ持つ「認定子ども園」が開設されています。本町でも、年々出生数の減少が進んでおり、また、幼稚園・保育園の建物も老朽化しています。将来的にこのような「認定子ども園」のような方向を検討する考えはありませんか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 子どもの健全育成をどのように進めるかというご質問をいただきました。子どもの健全育成の進め方に関しては、大きく2点のお尋ねでございますので、まず、1点目の「子育て支援センター開設の進捗状況」についてお尋ねでございます。本町の子育て支援に関しては、ご存知のとおり「遊びのひろば」をはじめとする、保健師を中心とした各種事業の実施によりまして、比較的充実しているものと考えておりますけれども、なお一層の充実を図るためにも、子育て支援センターの開設が必要であると考えているところでございます。

子育て支援センターにつきましては、平成21年度の開設に向けて福祉保健課を中心とした関係各課等による子育て支援センター検討委員会で検討を重ね、センターとしての「めざす姿」をまとめたところでございます。

また、管内の先進的な子育て支援センターの実務担当者による視察や検討委員会による子ども発達支援センター「きらり」、認定こども園「置戸町こどもセンターどんぐり」での視察研修などを行っておりますけれども、今後、わがまちの幼稚園や保育園との関わり方や、センターの設置場所など、さらに検討を加えながらできるだけ早い時期に皆様にお示ししたいと考えているところでございます。

次に、2点目の「将来的に認定こども園の検討する考えは」とのお尋ねでございます。

れども、議員のご指摘のとおり、年々出生数の減少が進み、また、幼稚園・保育園の園舎の設備が老朽化している状況にあります。このような状況から幼稚園・保育園の体制も含めた今後のあり方などについての検討が必要と考えております。

議員お尋ねの認定こども園につきましては、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設として、厚生労働省、文部科学省の両省が提唱されたもので、都道府県知事の認可手続きが必要となっております。

先ほどの1点目でも、触れましたけれども、今年4月に開園しました置戸町の認定こども園「置戸町こどもセンターどんぐり」は、法人運営の幼稚園と認可保育園が各1施設、町立へき地保育所3施設の合わせた5施設を一つのセンターとして、子育て支援事業を取り入れた施設となっております。

本町におきましても、将来、施設整備などにあわせて認定こども園についても選択の一つの方法として、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 訓子府では、母子指導が進んでおり、乳幼児健診などで発達の遅れなど早期発見も、早い段階でして、指導することができております。福祉保健課と教育委員会、保育園・幼稚園は教育委員会ですし、乳幼児健診は福祉保健課ですし、両課の庁内の連携も必要だと思いますが、一課で対応できることではないと思います。これから今、町長が答弁あったとおり、将来の施設運営も考えて、協調してやっていただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ご指摘のとおり、健診等のことは福祉保健課を中心として、ハンデを持ったお子さんの早期発見、早期療育的な努めを保健師を中心にしながら、本町におきましては、非常に頑張っており努力してきているところでございますし、さらには、また、それらの集団的な保育につきましては、日々保育に欠ける者は常設保育所、それから季節的なものについては旭町の季節保育所にお預かりし、そしてさらには、大体4歳児・5歳児を中心として教育的な文部省の所管するものについては、幼稚園が行っている。新しい制度として、先ほど質問もございましたけれども、認定こども園が出てまいりました。これにつきましてはまた、時間があればお話しさせていただきますけれども、いずれにしても、いわゆるすると、国がそうであるように、こうした問題はお互いのバリアが非常に高こうございまして、厚生労働省と文部科学省があるように、一人の子どもをめぐって地域全体が、あるいは行政全体で、総がかりで子ども一人ひとりの未来をどうするかと、こういう視点は本当に必要なことだと私自身は考えております。本当の私のお約束で申しますと、平成20年度に、この子育て支援センターをできるだけオープンしたいということを述べてまいりましたけれども、ご理解をいただいて1年延ばさせていただきました。そのことは検討の中でいくつかの課題が出てまいりました。

一つは、それは改めて、私どもの町の0歳から5歳、一部6歳までの子供の数が非常に減少してきていることを含めて、今2カ所の保育所と幼稚園1カ所の将来的なあり方をどうするべきなのかという検討が必要だということを、これは教育長を中心とした教育委員会をお願いをして、今、急ぎ検討をどうあるべきかということを内部検討を開始していると

ころでございます。

さらに、子育て支援センターをめくっては、単なる両親が働いておられない、うちで申しますと3歳児の遊びや育児相談だけではなくて、様々なことに対応できるようなものできないだろうかという検討をしながら、その中で特に、幼稚園の教諭、保育所の保育士、役場の保健師、それから福祉担当の職員、そしてまた教育長を中心とする教育委員会の職員が、課を越えて今、具体的な検討に入っているところでございます。

私自身はこのこと自体も非常に画期的なことだと思っておりますけれども、慎重に、作ればいいということだけでなく、本当に町民のためにとって子育ての拠点となるような支援センターを何とか目指したいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 次に、地上デジタルテレビ放送の難視聴対策について伺います。

地上デジタルテレビ放送、略して地デジが始まり、本町でも地デジが視聴できるようになりました。

ところが、デジタル波は直進性が高く、電波障害が起きやすく、同じ町内でも少しの加減で、せっかくデジタルテレビを買っても受信できず、困っている世帯もあります。

2011年7月24日には、地上アナログ放送は終了し、完全に地デジに移行します。

このままでは、3年後には、テレビを見られなくなる世帯も出てきます。本町に、このような難視聴地域はどのくらいあり、その対策はどのようになっていますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 地上デジタル放送の難視聴対策についてのお尋ねがございました。

現在、平成23年7月までに地上波テレビ放送のデジタル化が進められているところでございます。本町におきましては、昨年10月1日からデジタル波を受信できるようになりました。しかし、市街地の一部に、地形的な問題で受信状態が良好ではないことが判明しているところがございます。

国からは、昨年9月に「地上デジタル放送の市町村別ロードマップ」が発表されており、この市町村別ロードマップにより、難視聴地域の解消整備を進めることになっております。

本町における地上デジタル放送の難視聴地域の解消整備につきましては、平成21年度民間放送、この地方で申しますとHBC、STV、HTB、UHB4社の整備を既存の訓子府中継局の施設を利用し、実施する予定でございます。また、日本放送協会につきましても、NHKですね。民間放送の整備とあわせ実施する予定であることを確認しているところでございます。

なお、事業の実施主体などの概要が定まっておりますけれども、国の方針として、市町村に負担を伴わない事業を推進していることから、本町におきましてもこの事業の採択に向けて、今後、情報収集及び要請活動等を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 今、穂波の火葬場の近くにありますテレビジョン中継局、民放とNHKと2本たっておりますが、それに地デジ対応のアンテナをつけるっていうことで、対応できるということですか。それとあのアンテナ以外で網羅できない部分というのが他に

ないのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） お尋ねのありました中継局の施設の利用の方法なんですけれども、調査の段階では既存の施設まだ十分これからも使っていけるということですから、あの中の器材を地デジ対応の器材に入れ替えをしまして、併用の放送となっていくんですけども、そのようなことで対応するように考えております。また、一応市街地においては、市街地は特にちょっと低いところの方向になってくるものですから、北見からの電波が地形的に受けられない状態であるんですけども、あの施設で十分足りるのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 今、訓子府で地デジを受信しようとしたら、北見・網走の電波と置戸からの電波も受信可能だと聞いております。ただ、場所によりまして置戸の方にアンテナを向けてしまいますと、やはり季節的なこととか電波状態によって、地上波はもちろん受信できませんし、やはり訓子府局のデジタル化が必要ということになっております。それで今、地デジになることで難視聴地域である市街地と旭町の一部については対応になっていると聞いておりますが、その他には難視聴地域は無いということにとらえていいのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 先ほども申し上げましたように、市街地が高台から見ますと若干低くなるものですから、北見もしくは網走からの電波がちょうど影になるという状態で、難視聴地域に入ってくるのかなということが予想されております。今の既存の中継局の位置で電波を発射しますと、ほぼ市街地については、網羅できるものというふうに考えております。また、置戸の中継局は昨年ですができておりますけれども、基本的には電波の発射する方向というのは、ある程度決められているものですから、逆発射というのはあまりありませんので、若干、清住の方や何か受けれるところは出てきているのかも分かりませんが、そんなことはないかというふうに理解しておりますのでお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） この地デジに移行することについては、今までのテレビが使えなくなる、そのためには新しいものを買い換えるか、それともチューナーを設置するか、チューナーを設置した場合も既存のアンテナで、対応できる場合とできない場合もあつたりすると聞いております。まだ、地デジについてよく分かってない。頭ではよく地デジという言葉は耳にはしますけれど、具体的に今の状態で3年後には今のテレビは見れなくなるということが、なかなか理解できてない方もたくさんいらっしゃると思います。また、低所得の方、高齢者の方、特に高齢者の方は、テレビを楽しみにされている方がおられて、ほとんどテレビを友達ということで、日中つけっぱなしの方もいらっしゃいます。そういう方が3年後に、ある日突然見れなくなったということが無いように、色々PRだとか啓蒙もしていかなきゃいけないとは思いますが、それについてどのように進めていきますか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 啓蒙の方につきましては、各放送局等を通じてテレビで今スポット等果敢に入っているところかと思っております。また、チューナーにつきましては、現在の

ところ、今年の春の段階ですけれども、1万円台の後半というような状況でございますけれども、平成23年位までには、1万円台、1万円台の限りなく前半に近いものになってくるものというふうに考えているようなところでございます。また、各電機メーカーにつきましても、平成13、4年位からデジタル放送のテレビがぼちぼち出始めてきています。あの当時は高かったんですけれども、今は通常のテレビと同じ値段で、というか、アナログのテレビはもう発売してませんので、前と同じような値段で発売されるようになってきておりますので、そのようなことで対応になっていくのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 電気屋さんにお伺いしましたら、チューナーは価格が安くなっておりませんが、アンテナが対応できない場合もありますし、それと調整もかなり複雑なことがありますので、チューナーを買って終わりということじゃなくて、取り付け・調整にもかなり費用がかかるという話を聞いております。デジタル化になって困る人がでないように対策をお願いしたいと思います

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 政府は、このデジタルの世帯の普及率を43.7%まで普及したというふうに言っています。そして、これが2011年にはおよそ普及率が100%達成できるんだと、そして、北京の五輪やサッカーのワールド杯で、地上デジタル化といいましょうか、それが進むだろうという考え方を持っているようでございます。もちろん、日本放送協会も民放も含めてできるだけ100%普及を目指しているところですし、私どもも可能な限り映らないとか、見えないというところがないような努力をしていきたいと考えておりますし、さらに、高負担の問題についても、これは現時点で、それぞれの自治体が補助するだなんてことには、ならないというふうに考えておりますけれども、しかし、実態として、全国的には高齢者を中心として27%の方達が地デジには賛成できないというような方も多いようでございます。そのことは、河端さんがおっしゃっているように、受信機が高いとか、あるいは経済的な負担が大変だとか、さらには、ブロードバンドなどの多機能を付加しているから高額なんだとかという声もあるということも一部報道されているようでございます。ある種、地デジ難民だなんて言葉がはやってきているようでございますけれども、これらの状況を見極めながら、私どもが行政としてできることを最善の努力をして進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君の質問が終わりました。

次に、5番、工藤弘喜君の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、質問通告書に従いまして、私の一般質問を行っていききたいと思います。

まず、始めにですけれども、消防の広域化推進計画についてであります。通告の中身で今、申し上げていきます。

北海道は2012年度（平成24年度）までに、市町村消防の広域化を進めるというこ

とで「消防広域化推進計画」をこの4月に公表しています。

この計画が、本町の消防力強化にとって、ふさわしい計画なのか、あるいは町民が消防に期待するものに応えるものとなっていくのかについて、町長の見解を伺います。

まず1つ目でありませけれども、公表された「消防広域化計画」は、現行と比べてどう変わるのか。その計画の特徴と概要について、示していただきたいと思ひます。

2つ目でありませけれども、今回のこの消防広域化計画でありませが、消防組織法の改定から、このような計画が推進されているが、市町村や消防の現場から国に対して、広域化を求め法改正、こういったものを求めたものなのか。それによってこの計画が推進されているのか伺ひます。

3つ目でありませけれども、計画では広域化によるスケールメリット論が強調されていますが、本町にとって、スケールメリットが発揮されるのか。反対に消防力の低下を招くことにならないか伺ひます。

4つ目でありませけれども、この計画では、「自賄い方式」を非効率だとして、今回の広域化の中で、解消することも大きなポイントとなっております。しかし、消防の責任と権限は市町村にあることは明確です。「自賄い方式」の解消については、どのように本町として対応していくのか伺ひます。

5つ目でありませけれども、今後、この「消防広域化推進計画」に対して、どう取り組んでいくのか。また、広域化とは別の課題になりますけれども、消防通信のデジタル化も今、国から求められている状況になっております。併せて町長の考えを伺ひます。

以上、5点について町長のお答えをいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただ今「消防広域化推進計画について」のご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

この「北海道消防広域化推進計画」につきましては、昨年11月22日開催の第3回臨時議会閉会後に総務課長のほうから、計画の素案について議員の皆さまには、ご説明させていただきました。根幹となる内容については、その時とほとんど変わることなく、今年の3月に北海道において、本計画を決定したところでございます。計画策定以降、管内では消防の広域化に対して各市町村はもとより、各消防本部においても、具体的な協議の場などが担当者レベルでも現時点ではなされておりませので、当然、市町村長及び副市町村長の会議においても、具体的な話し合ひはございませせん。したがひまして、議員の皆さまへの説明につきましても、心配していただひているところでございますけれども、それだけに、今回ご質問をいただきましたことは、ちょうど良い機会でありませるので、今回ご質問にお答えする前に、若干今までの経過概要を含めて、ご説明させていただきたいと思ひます。

北海道のこの計画につきましては、平成18年6月に成立した改正消防法と同年7月に消防庁が策定した「消防の広域化に関する基本指針」に基づき検討が始まったものです。本道においても、同年の8月に全道の消防長を対象に、道内6箇所で開催が行われましひた。

そして、12月には消防機関の代表、市町村及び道で構成する北海道消防広域化等検討協議会を立ち上げ、平成19年1月からは、北海道の調査に基づき消防広域化の課題や検

討事項の整理、さらには、将来構想の検討を行ってきたところでございます。

さらに、10月に消防広域化推進計画の素案を作成し、道内各地で市町村や消防機関の担当者を対象とした計画素案の説明会が開催されました。

ここまでが、昨年11月にご説明するまでの経過でございます。12月には各消防本部を通じ全道各市町村長の素案に対する意見照会を実施し、計画案を策定しました。

その後再度、この計画案に対して各消防本部を通じ関係市町村長への計画書に関する意見照会と道民への情報提供、道民意見反映のための道民意見提出手続き、俗に言うパブリックコメントを経て3月に消防広域化推進計画が策定されたものでございます。

この計画における道内消防の広域化は、策定後5年間、すなわち平成24年度までに「広域消防運営計画」を策定し実現させる必要がございます。現在、道内には68消防本部がありますが、この計画では、21の本部に統合するものでございます。

このように、計画策定まで期間的なこともありますし、消防機関の代表、市町村及び道で構成する北海道消防広域化等検討協議会で検討されて計画策定はされましたが、必ずしも道内全部の自治体の協議結果を持って策定されたものではありませんので、具体的に広域化を図るための変更の道は残されていくべきものと考えています。

ここで、1点目の「公表された消防広域化計画は、現行と比べどう変わるのか」についてですが、まず、前段で説明したように、現在、全道には68の消防本部がありまして、21消防本部に統合されて、管内で申しますと、現在、北網圏で4本部、遠紋圏で2本部の計6本部があります。それが2本部に統合される計画となっているところでございます。この区分けで言いますと、本町が加入する北見地区消防本部は北網圏域として網走・美幌・斜里の消防本部とまとまることとなります。この計画で示されているのは本部機能の一元化という問題であります。一番心配される各消防支署及び消防団についての現在の形態に影響を与えないという計画になっております。

2点目の「市町村や消防の現場から国に対して広域化を求め、法改定をしたのか」についてでございますけれども、消防の広域化については、平成6年頃から議論が始まったと聞いております。その後、平成13年に消防庁において「消防広域化基本計画見直しに関する指針」を策定し、市町村合併との整合性を図りながら広域化の論議が進められてきました。その背景として、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化に加え、管轄人口や消防団員の減少があり、広域化の一番の目的は消防体制の一層の強化が消防白書でも言われております。このような観点から、平成18年6月に改正消防法が施行され、平成19年度中に広域化推進計画を定めることとされたものでございます。このようなことから、全国の消防の現状や課題、また将来的な消防組織の方向性などが論議されてきたもので、一概に一方的に国により、法改正が行われたとは言い難い状況でございます。

3点目の「広域化によるスケールメリットが協調されているか」ということでございますけれども、本町にとってのスケールメリットが発揮されるのかについてですけれども、小規模消防における出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保などに限界があることがあります。組織の管理や財政運営面での厳しさがあり消防体制としては、必ずしも充分でないところがあるのも事実でございます。このため、スケールメリットを生かして様々な課題を克服しようとするものです。

本町の場合は、地理的にも比較的恵まれた条件にあり、通常の消防業務での課題は少ないかも知れませんが、大規模災害などでの消防相互の連携や消防車両や専門要員の確保の面での対応力には限界があるというふうに考えているところでございます。具体的な協議が進められていない中で、地域それぞれの問題点が把握できているわけではなく、はっきりとしたお答えは出せませんけれども、単独消防では整備できない高性能の資機材の整備、組織管理、財政運営など本部機能の広域化ではメリットとしてはあると考えます。

4点目の「自賄い方式の解消をどのように対応していくか」についてですが、この自賄い方式は、どちらもそれぞれのメリットがあると思います。簡単に申しますと現在の消防の組織面の指示系統及び組合の事務運営では北見消防本部。予算、職員の配置、消防車両等は、それぞれの自治体が主導権を持っているといった図式であり、現在まで本町の消防で処理しきれないような大きな事件がないこともあり、現在の組織や車両等の体制となっているものでございます。現在、本町消防業務の大半は救急業務でありますし、最低3から4人体制で常に24時間職員を配置しております。現状の体制の中で消防や救急等の研修などの派遣も極めて難しく、専門性についても確保はできていない状況にあります。しかし、近年の財政状況の厳しさから、職員体制を十分に配置することもなかなか難しく、組織面の強化や専門性の確保といったことから考えると、自賄い方式も十分視野に入れた中での広域化の検討をしていく必要があると考えているところでございます。

5点目の「今後、広域化計画にどのように取り組んでいくか。また、別の課題である消防通信のデジタル化も求められているがどう考えるか」についてですが、この通信のデジタル化は、全国的に無線チャンネルの需要が増加したため、新たな割当が困難な状況から、現在使用しているアナログ周波数の割当や使用期限を平成28年5月31日までとする内容を含め電波法関係の改正が行われたもので、現時点では、否応なしに変更を強いられる状況となっております。北海道の消防無線の広域化・共同化のグループ分けでは、道内を7ブロックに分けて計画されているもので、網走管内はオホーツク圏として一つのエリアとなっております。また、現時点での事業費についても、道内で400億円から500億円、オホーツク圏でも50億円から60億円程度といわれております。さらに、中継局などを入れるとさらに、事業費が膨らむものと考えられております。この通信のデジタル化につきましては、まだ緒についたばかりではございますけれども、当然、消防の広域化の協議とともに、消防広域のエリアと消防無線デジタル化のエリアはその整合性を図りながら進める必要があると考えているところでございます。

以上、5点について、長くなりましたけれども、現時点での状況についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ここでテープの関係で、午後2時5分まで休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り一般質問を継続いたします。
工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは、若干再質問という形になりますけれども、質問をしていきたいと思います。

先ほど町長のほうから、この広域化計画については、まだ本格的な議論になっていないということも、私も承知しておりますし、おそらくこれから様々な形でこれに向けて議論がされていくのかなというふうに思っていますが、まだ議論がされていないというところが大事なところかなというふうにも思っております。そういう観点からまず一つ、消防のことは私も本当に素人というかよくわからないんですけども、ただ、今回のこの計画の素案そのものが、計画として公表されたわけですけども、先ほど町長から説明がありましたように、お答えがありましたように、いわゆる68の消防本部を21に北海道ですると、そしてその規模が、いわゆる実体としては30万人ということではないんですけども、30万人規模に見合う、いわゆる消防本部にしていくと、そして21の消防本部にすると、そしてさらに言っていますように、様々な効率化の問題が非常に基調をなしていると、現行の消防のあり方でいくと非常に非効率だということが大前提に、この計画の中でうたわれているんだと思います。現実にもそうっております。そういう中であって、今回のこの本町が該当する、先ほど町長の答弁にもございましたように、該当する消防本部としては、北見地区消防組合、それから斜里、美幌、津別、そしてもう一つが網走ですね、いわゆる10ヵ市町村に一つの消防本部となる、地域的に言うと斜里の突端から石北峠の上までと、相当長い距離が一つの本部が統括しなきゃいけないということになる。というのは明らかなんですね。そこには一つ考えられるのは、消防の役割としてこういうことも言われています。消防組織法という中でいわれているんですけども、消防組織法第1条というところで、「消防はその施設、人員を活用して国民の命・身体及び財産を火災から保護するとともに、水害あるいは地震などの災害を防除して、これらの災害の危害を軽減することを任務とす」というのが、消防組織法の第1条でうたってる訳でありますけれども、この広域化計画で果たして、それが十分に成しうるのかどうか。先ほど言ったように、知床の方から石北峠のまで含めて、一つの消防本部でそこに起きる災害、例えば災害一つにとってみましても、色んな様々な状況が考えられるんじゃないかと思います。斜里の方で起こる災害と、こちらの方で起こるものは、全く違ったものもあるだろう。その消防本部の中には、港も、網走も含まれますからね。そういう中で状況にあったなかでどうやって消防力が発揮できるのか。まあ発揮してこうと思えばできると思うんですが、そうすることによって、負担というものも含めて、果たしてどうなのかということが非常に疑問に思う訳でありますけれど、この点について、まず町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） ただいま消防組織法の話、若干出ましたけれども全体にお話しまして、この消防組織法の部分につきましては、工藤議員おっしゃるとおりで、ただこの組織法の中で3条から6条っていうのがありまして、昔から皆さんご存知のように、消防は、どういうふうにできたかという部分でいけば、自分のとこの地域のものは、自分の消防で、賄おうというような趣旨が消防法の組織法の発端でございまして、現実的には消防の組織の形態をお分かりのように、本町も北見地区消防組合ということで、小さいながらも広域的な組織体制としてやっていく。ただ後の質問の方にも出てきます自賄いという部分で行くのが、まさに絵に描いた消防組織法の原点だろうと思っています。ただ消防

の広域化計画の中では、全国が基準ですから、特に北海道は異例な状態っていう、面積規模的に異例な状態、人口の集合もちょっと変わった状態という部分で、これだけの組織に分かれていったというのが実態でございまして、この計画の中の一番の根幹であります、素案が出たときに市町村長の意見、もちろん担当者の意見というのも1回しか説明がなかったんですけども、その時の意見で一番の問題は今の消防団、また訓子府でいく消防署、訓子府支署ですね、訓子府消防の部分のその存在をどうするかという部分が一番出ました。その存在なくして、消防の広域の素案が出たときには、当然のように賛成されないですし、消防計画が4月にあがるということは無かったと思うんですけども、この今回の北海道の消防広域化計画の一番最後の方に6章だったか出てたと思うんですけど、既存の団、支署、消防署ですね、町村市町村にある消防署は存続すると、その意向を全面的に大事にするというようなことがうたわれて、本計画に入ったという部分でいきます。先ほど斜里とかそういう港のある部分のことが出ましたけれど、現実的には今ほとんどの消防が、自賄い方式みたいになっておりますので、例えば、うちの消防にはございませんけれども、北見ですと、はしご車、何階建てに対応するかわかりませんが、はしご車とかそういうものもあるんですけども、うちの場合、大きな建物もないという部分もありますけれども、特殊車両っていうんですか、作業車っていうんですか、そういうものの対応は、もし訓子府で出た場合は、北見から来ていただくというような部分がございまして、そういう面でいけば、今までの大きな、町長の答弁でもございましたけども、大きな災害のない中で、既存のこのぐらいの規模で足りるだろうというような部分の対応の組織体制だと思うんです。車両の体制もそうだと思うんですけども、今後はその部分もカバーしていこうという部分ですから、最低限、今の状況はどこの管内の市町村も同じだと思うんですが変えていく状況にないということが、今のところ確認はされています。ただ、全体の消防本部、各市町村が集まって、これからその話も当然出てこようと思うんですけども、その段階ではその協議が進めていく、今の計画の中でも意識としても、今の状況は変わらないと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） お答えにあったように、それぞれの消防団と支署は残していくという考え方は言われているとおりになっています。だからこそ計画が進めていこうとしている。いっている根幹となっている。先ほどもちょっと言いましたけれども、いわゆる効率化が悪いんだということも含めてね。あるいは、将来的に向けて器材の調達の問題も含めて、いろいろ問題が、差し障りがあるんだというその意味から広域化という話が前提になってますけども、その中でそれぞれの支署が残る。あるいは消防団が残る。それは当然のことなんです。だと私は思います。そういう中で本当にそしたら何がどう変わっていくのかと、単なる本部だけが一つになることによって、今の消防団員の皆さん方の日夜変わらない努力、あるいは消防職員の人達の大変な努力、そういったものが成されてあってこういうふうに分かたぎの町の防災も含めて守られている中で、本当に何が欠けちゃうのか、広域化しないといけないのか。というのが説得力を持たない。逆にある意味言えば、大きくすることによって無駄なお金といいますか無駄も出てくるんじゃないかということも十分考えられる。それは、単にお金だけの問題ではなくて、本当の意味での消防力、地域の中でどうやって火事を防ごうか。あるいはお互い支えあって何とか大きくならないうちに

という、そういうものが広域化することによって、それぞれの何と言いましょうか、もっと言えば、町の責任、町長としての責任、防災に対する責任、あるいは防火に対する責任、本当に薄れていってしまわないかというところが、非常に懸念されることだと私は思っています。この計画そのものが、それが根底にあるんでないかというふうに思っています。だから、そういう意味から含めてこの進め方というのは、いろんな意味で上から下りてきたから、決まったから、法律がそうなったからということでは、済まされない問題が含んでいるんだというところに十分注意しなきゃいけないのかな。というふうに考えておりますけれども、その辺について町長のお考え方がいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 地元消防・地元町長の忘れてならないことは、いかなる状況であっても、町民の命と財産を守るということを後退することがあってはならないということが、結論だと思います。その上で、私はこの広域化の問題につきましては、政府も答弁しているとおり、市町村長の命令することではないということでございます。地域の要望を十分に聞いてということですし、ペナルティなどはかからないということも、増田大臣が答弁してるようでございますので、ここは地域自治体出身の大臣ですから、市町村や都道府県の考え方を十二分に発揮するという前提で、私はこの広域化の問題は議論されるべきだというふうに、まず1点目でお答えしたいと思います。さらに、私は今回のこの消防広域化の問題については、北海道網走支庁に訓子府町長として、厳しく何点か申していることがございます。

1点目であります。それは、地域消防は消防団の力なくして有り得ないんだと。私どもの町の100名に及ぶ消防団員が私情のボランティアといいましょうか。町民の財産を守るために、何十年に渡ってきたこの歴史、活動、地域を知り得た人達のそういった認識を抜きにしては考えられないと。ですからぜひ、消防団の幹部の意見を北海道はきちんと聞くべきだと。1点目であります。

2点目です。広域化の話が具体的になってきている中で、私どもの町は耐震の問題で、例えば、庁舎の一部改築、あるいは、消防の通信の問題でも今年から改善を広域的にさせていただいた。そしてさらには、消防の自動車の消防車の入れ替え等がこれから色々進むであろうと、そういう状況の中で広域化が本当に二重経費にならないのかということも含めて、地域の状況を適切に把握したなかでの広域化の状況を把握したなかでの広域化の議論を進めていただきたいというのが、私の申し上げています2点目であります。

3点目であります。この北見地区消防組合は一部事務組合であります。すなわち現状で申しますと北見市と置戸町と訓子府町は、対等平等の関係の中で、地域の安全を広域的にどうするかということをお団や消防職員が、懸命に努力していると。このもってきた歴史と行政の一部事務組合的な性格をきちんと評価した上で、広域化ということをより効率的で安心・安全のものが確立できるように、期待したいということをお申し上げておりますので、改めて北海道からは私のところも含めて、説明に来たいということをお申しておりますので、管内的な、これは、雄武の町長も含めて遠方地ですね。そういった所の町長も非常に心配をしておりますし、先般の遠軽の町長も含めてこういった問題について、悩んでいることも、私たち、町村会の中でも話しているところでございますので、議員がご心配されておられ、私どもも住民の皆さんに不安を抱かせないように、この広域化については慎重な協

議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 広域化について、最後の1点にだけになるんですけど、時間もだいぶ経過していますので1点になりますけれども、まず、町長のお答えになったことも本当に、そのとおり今後の進め方としては、ぜひ町長の答弁のとおりに進めていただきたい。その中であってもまずは、消防の広域化の問題に限って言えば、もちろん町民の声を聞くということも非常に大切でありますけれども、まずは、現場を預かっている消防署の職員の方々、あるいは先ほどから言われてますように、それぞれ消防団の方々の意見、現場の抱えている本当はこうあった方が、広域化よりもこういうことのほうが今、必要なんだとか、そういうものがおそらくあるのではないかと思います。そういった声も含めて、活かしていくことが、本当の意味での消防力の強化ということにもなりますし、もう一つは住民の側からいけば、例えば、こういう小さな町であればなおさらのこと、あの消防署のあの人がいるから火を気を付けなければいけない。具合が悪くなってどうしようもならない時にあの人が救急車で来てくれるかもしれない、そういう安心感、あるいは地域の中にいる消防団、この人達の果たしている役割というのは、単に災害があった。火災があったからということで役割を發揮されるだけではなくて、やはり言葉には、うまく言えませんが、言葉ではなかなか表現出来ないような抑止力的なもの、必ず持っているとは思っております。そういう意味からぜひ、この広域化計画の今後の展開につきましては、まずは、町としても、そういった方々の意見を十分、現場の実体も含めて聞いて、それを反映させていただきたいというふうに考えております。

もう一点だけ、時間がないんですが、デジタル化の関係なんですけども、これも非常にこれも大きな、消防の広域化計画と本当に矛盾する中身なんだと思います。この予算的な規模でいきますと全道で見ても数百億かかると言われております。数百億ですよ。それで広域化の中では、小さな消防があれば、そこで金がかかって効率が悪いから、大きくして安上がりにしようというのが広域化計画の基本だと私は思ってます。消防力の強化ではないんですよ、そういう中であって、このデジタル化に向けても、ちょっと先の長い話になりますけれども、やはり今からきちんと役場の中でこの広域化と合わせてね、注意深くあたっていかなければならない。そういうふうになったから、やらざるを得ないんだというのではなくて、やるためには何が必要なのかということも含めて、十分検討していただきたいと思います。町長のお考えを伺って終わりにしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2点の意見をいただきました。現場の意見を聞きなさいと。団員の意見を聞きなさいと。デジタル化についても非常に矛盾があると。ある意味では、見極めながら、進めていくべきだという意見は、全く議員の主張のとおりでございますので、慎重に私どもは進めていきたいと考えているところでございます。いずれにしても、地方自治と同様に消防力につきましても、住民と顔の見える関係を大事にしながら、どうやって安全安心をより向上させていくかということが極めて肝心なことだと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 道州制について、質問いたします。

ここにきて道州制の導入をめぐり、政府、財界など、推進する立場からの報告や提言が相次いでいます。北海道においても知事は、強力に市町村合併と一体に道州制を推進していく考えのようであります。自治体に責任を持つ町長として、この道州制の問題・課題は避けて通ることのできないものであると考えます。よって、町長の考え方を伺います。

まず、1つ目でありますが、様々な道州制をめぐる論議、提言をどのように受け止めておられるのか、これについて伺いたいと思います。

2つ目であります。本町も含め、特に小規模な自治体が抱えている様々な困難、こういったものがありますが、道州制によって解決されるものと考えておられるかどうか、これについて伺います。

3つ目であります。道州制を考えると、地方自治をどうとらえるのか。ということが非常に大切になってくるかと思えます。地方自治体を国や都道府県との関係や役割と併せてどう見ていくのかが重要だと思えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

4つ目であります。この間の様々な施策等を通して、政府も北海道も道州制の方向へ強力な決意を持って向かっているというふうに感じているところではありますが、前段からつながっていて関連するかと思えますが町長の考えを伺いたいと思います。

5つ目であります。本町において、様々なまちづくりの課題に対して、率直に意見を出し合う「まちづくり委員会」がスタートしましたが、この委員会の果たす役割というのは、現在の自治体をめぐる状況からしても、今後さらにますます重要になってくるのかなと考えます。町長のこの委員会に対する思いを伺いたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただ今、道州制に関しまして、5点にわたってお尋ねがありましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「道州制をめぐる論議、提言をどのように受け止めているのか」についてであります。ご指摘のように現在、道州制をめぐる政財界において、その論議が活発化しておりますが、本年3月18日には、日本経済団体連合会が「道州制の導入に向けた第2次提言 中間とりまとめ」を公表し、同月25日には、政府の道州制ビジョン懇談会が中間報告書をまとめ上げ、増田道州制担当大臣に提出されました。いずれの報告・提言についても、道州制の基本的な考えは、中央集権型国家から分権型国家へ、いわゆる「地域主権型道州制」を目指した国・道州・基礎自治体である市町村の役割や導入プロセスといった制度設置などを内容とするものでございます。

道州制ビジョン懇談会は、市町村合併の進展に伴い道州制導入の検討が必要だということで、立ち上げられた組織で、北海道では、イメージしにくいものになっておりますけれども、府県でいえば市町村合併が進み、政令市や中核市が多数出現しており、府県の必要性や役割が今後問われる。言い換えれば府県の空洞化に、対応するための論議が始まった一面もありますけれども、国を挙げての行政改革、構造改革の最たるものであると私は理解しているところでございます。

道州制ビジョン懇談会の中間報告を見ますと、市町村いわゆる基礎自治体のあり方まで言及された内容にはなっておりませんが、道州制が導入されれば、当然のことながら、末端の受け皿となる基礎自治体の体力増強が大きな課題となってきます。報告書には、

盛り込まれておりませんが、当然、基礎自治体の配置分合や小規模自治体の見直しに、向けた論議、あるいは、施策の推進が今後ますます加速するものと予想されております。

道州制導入に、向けた工程表も発表されておりますけれども、この報告書のとりまとめにあたっては、税財源の問題や財政調整制度などの議論も不十分であり、今後、専門委員会を設け、具体的な検討が行われるということであり、また、道州制導入をめぐる報告等に対する所見については、ただいま何点か申し上げましたが、数多くの論点整理が必要であり、一言で申し上げるのは極めて現状では、困難であるというふうに認識しているところでございます。

いずれにしましても、今後の動向を慎重に見極めて、あくまでも町民のみなさまの目線に立って、国・北海道への提言や必要な行動を取ってまいりたいと存じます。

2点目の「小規模な自治体が抱えている困難が道州制により解決されるのか」というお尋ねがあります。道州制が導入されると地域の実情や特性を踏まえた迅速で効果的な政策展開が可能になると言われております。多くの課題を抱える小規模自治体にも目配りのきいた道州政治が展開されるとの期待感もありますが、一方で、道州制が果たしてこのような政策展開ができるだけの財源調達と配分ができるのかどうか、あるいは、住民の暮らしの向上につながるのか不安感も抱いているところでございます。

3点目に「道州制を考える時、地方自治をどうとらえるのか」というお尋ねがございました。現在の地方自治制度では、市町村と都道府県の2階層となっておりますが、道州制が導入されれば、47都道府県が一説では、6から7の道州に改められ、大きく様変わりするものと思われま。

また、自治立法権の確立により、独立性の高い地方政府への転換が図られるという点でも、地方自治制度そのものが大きく変貌することになると思われま。

一方、国の関与がほとんどなくなることにより、全国的に見た場合、医療・福祉・教育・経済などの分野で道州間で、地域間格差が生じること、さらに、住民と直接関わりのある市町村の規模や財政力が依然として多様な現状が続けば、道州制に適切な対応ができないのではないかなどといったことが懸念もされま。

また、道州制が仮に導入された場合、道州が立法審査など、国政に関与できる仕組みづくりも重要であると考えているところでございま。

これらの問題については、今後、具体的な方策が打ち出されるものと考えまですが、いずれにしましても、市町村合併の推進や基礎自治体のあり方といった私どもにとって、身近な問題については、避けて通れないことも確かであります。

私は、現行の都道府県制であれ、道州制であれ、地方自治の主役は住民であり、民意が直接反映され、住民で構成される市町村こそが地方自治の根幹であると確信致しているところでございま。

4点目の「政府と北海道の道州制導入に向けた取り組み姿勢について」でありますけれども、先ほど申し上げました道州制ビジョン懇談会には、ご承知のとおり、北海道知事も構成員となっております。道州制導入に向けた検討に高橋知事は、参画するところでございま。

北海道は、道州制に取り組みやすい条件が整っていたことでもあります。諸々の経過を経て、道州制推進に取り組んでいるものと考えますが、他の府県と比べると、道州制に移行しやすい印象がもたれていることも確かでございます。

現在のところ、道州制特区推進法により、権限移譲の推進を中心に取り組んでおりますけれども、現時点では、道内の市町村合併が進んでいない状況にあり、今後、大きな変化が起きないとした場合、本格的な道州制導入が果たして可能なのか。あるいは、道州制ビジョン懇談会でいうところの権限のみで果たして北海道の経済振興が可能なのか。疑問がないわけではございません。つまり、他府県のような合併効果があまり期待できず、さらに、これまで手厚い行財政特例の適用を受けてきた中で、経済的自立ができるのかということでもあります。道州制を導入するのであれば、例えば、関税・国際通商など国の権限として残るとされるものが特別に賦与されるなど、特例的措置がなければ、対応が困難なのではないかと考えているところでございます。

5点目の「まちづくり委員会」に対するお尋ねでございます。本委員会については、地域・団体・議会・行政委員の各代表のみなさんで構成しており、今後、町が抱える個別の特定課題に対する検討もいただきたいと考えておりますが、道州制をはじめとする地方自治制度の転換期の中で、議員がおっしゃるとおり、この委員会は、貴重な組織であると考えております。町政の進め方や住民自治など、まちづくりのあり方等について議論を深め提言いただき、さらに、こうした取り組みをきっかけに多くの町民の皆様がまちづくりを身近に感じ、関心を寄せていただくことを期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、道州制につきましては、今後の動向を注意深く見守りながら、議会のご協力も得ながら、適切に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは若干再質問いたします。

今、町長からご答弁ありましたように、まず最初の方に、道州制をどう見るかという問題に若干ふれたいんですけども、一つは道州制をめぐる議論が出てきたときには必ず分権という言葉を使って出てきます。地方に権利を与える、いわゆる地方が自発的に自立的にやっていけるようなそういうために道州制があるんだよと言うものの非常に聞きやすい言い方されています。しかし、実体はどうなのかということから言いますと例えば、先ほども前段で言いましたけれども、様々な提言や報告がされています。その道州制ビジョン懇談会だとか、あるいは日本経団連、あるいは政府・自民党の方からも相次いで出てきています。その中で共通して、時間が無いから端的にまとめた言い方をしますと言っている中身というのは、はっきり言いますと各自治体に対して、道州制のもっている本質というのは自己決定・自己責任、そして自己負担。これを、進めるということにあって何ら不思議でない中身になっていると。それが、町長が従来言われている地方自治の本旨。そして憲法の問題。それにどう合致するのかということを考えて見たときに、非常に相反するというか、離れてくという状況に、この制度そのもの持っている意味、中身になっているのではないかとこのように私は考えています。そういう意味からしますと、これがじわじわじわじわくることによって町長が言われているように、本当に住民一人ひとりの幸せ、住民一人ひとりが輝いてこの町で生きていくということが、この制度そのものが入る、なっていく、取り組むことによって、進んでいくことによって、どうなるのかということ

いけば、非常にやはり不安が先にくるとある意味言わせてもらえれば地方自治の崩壊、破壊、そうとられてもおかしくないシステムになっていないかという思いであります。この点について、町長も十分、いろいろなところでお勉強されているかと思っておりますけれども、今一度、この取り組みに対して、こういう動きに対して、今一度、自治体の長として、これらに立ち向かって行くのか。いわゆる、退治というか、言葉強いけども、どう対応していくのかということも含めて、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 答弁の中で、道州制のビジョンについての中心とした流れについてのお話と日本経済団体連合会が道州制の導入に向けた提言を中心にしながら、動きを説明させていただきました。一方でもう2つの動きがございます。それは一つは、第29次地方制度調査会の動きでございます。これは、人口1万人未満の小規模地方層を特例町村とする考えを捨てていないようでございます。権限移譲も含めて人口1万人以下の町村については、一定の権限を与えないといいたいまいしょうか。そういう点で言いますと全ての地方自治体に平等な権限が、ある意味では人口規模によって、変えようとしているという動きが審議会の中では出てきていますし、もう一つの動きでは、地方分権推進委員会が一時勧告で基礎自治体重視の一方でということで、市と町村に大幅権限の格差が重複しますけれども出てきてると、それは何かと、ある意味では、経済団体も300の市町村、今1800ありますけれども、市町村をしていくと、ある意味ではグローバル化の中で新しい地方自治制度を作り上げて行かなきゃならないんだと、そのためには道州制に権限を委譲しながら、現在の都道府県をある意味では縮小化し、州を6から7とか、7から8にしていこうということですが、一方で私が一番心配しているのは、権限移譲といいたいながらも、例えば、福祉の分野で申し上げますと、国の責任が後退しようとしているのではないのかと、保育制度、こども園を見てもそういう関係が出てきています。バーチャル制度やあるいは権限の契約制度、保育所と父母との直接の契約等々が優先されて、市町村・自治体やあるいは都道府県、国の責任が後退しやしないかと、すなわち財政的な状況から言うと、国は外交と防衛と主たることとして財政的にも後退させるといいう状況がどうも気になってなりません。議員も心配されているとおり本来的な地方自治が住民の福祉の向上のためにあるとするならば、その後退を進めていくような制度に対しては、慎重な見極めが必要であると、私はお約束しているとおりに、町の将来についても、合併等の議論についても、町民の総意に基づいて町の将来を決めていくという、お約束をしてきておりますし、そのつもりで地方自治に当たっている状況でございますので、これらを見極めながら住民福祉の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 道州制の質問の中、最後になりますけれども簡単にいきます。

今回のこの道州制の問題で、全国的に頑張っているというか本当に何でそこまでというぐらいやっているのが北海道なんですね。北海道が1つだけ確認も含めてしたいんですけども、知事が今年度から合併する市町村に、旧市町村単位で9,000万円、いわゆる、2つの自治体が合併すれば1億8,000万円ですか、3つだと2億7000万円補助すると、言ってみれば路骨ですけども、そういう合併に対する誘導策というのを、「お金が無い、お金が無い」と言いながら道はいろんな形で行政削減、いわゆる小さな政府論み

たいな、小さな道庁論みたいなことを言って進めてますけれども、お金が無い中であえて、こういうお金をかけて市町村を合併を進めようとしている動き、これ今年度の予算案でたぶん出ていると思うんですが、この確認も含めて北海道は特にひどい、ひどいというか、強く流れていると。先ほどでた消防の広域化の問題もそうですし、あるいは、この最後のほうになりますけれども、試験場の独立法人化の問題もそうですけれども、いろんな形でしわ寄せがどこに来ているのかという問題を含めて考えた時には、一気にそこで道州制の議論はこれからしますよということじゃないんですよ。道州制に向けて一つひとつ歩いてきていることが全て、そういうその工程が、じわりじわりと私たちの生活なり、社会なり、地域なりを、そこに与えている影響、否定的な形で与えているものというのは、やはりこれ、注意して見ていかなければいけない、そして、その果てに道州制というものがあって、その道州制というのは国のあり方、形までも変えようとしている、言ってみれば、憲法を丸々変えていきたいという仕組みでありますから、そういう中に知らず知らずのうちに一緒になって大変だ大変だ分権だと言われながら、何か良い事あるのかなと言いながらやってくことは、やはり、ちゃんとした検証もしながら、ぜひ、進めていって欲しいというふうに考えておりますので、その点も含めて最後に短く、ちょっとお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 極めて大事な意見だということで、今後の町政運営についての参考とさせていただきます。そして、私は北海道100何市町村の1自治体の町長でございます。道州制を真っ向から否定するものではございませんので、見極めながら予算的な配分もいただけるものはちゃんといただきながら、町の町民の幸せのために全力投球したいという考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは、3点目です。時間があと10分位なんで簡単にいきたいと思います。

国の制度改正から、町民をどう支えていくのかという問題であります。

年金受給者からは、既に所得税。これは源泉徴収であります。介護保険料に加えて、この4月から国民健康保険税。これは65歳から74歳のいわゆる前期高齢者と言われていく方々の問題であります。そして、75歳以上の高齢者からは、後期高齢者医療保険料が特別徴収されているのがお分かりのとおりだと思います。

さらに、65歳以上の公的年金受給者から、個人住民税の特別徴収制度の導入が本定例会に提案されていますが、これらを踏まえ、次の点について、町長のご見解お考えを伺いたいと思います。

まず、1つ目ですけれども、国民年金保険料滞納者から市町村の判断で、国保の短期証を発行することが出来る。そういう制度に変わりました。これは、あくまでも市町村の判断で出来るというふうになっておりますけれども、本町の対応はどうなっているのかということをお聞きいたします。

2つ目、後期高齢者医療制度移行に伴って、これまでと同様に人間ドックの助成並びに葬祭費の同額を給付するために、助成措置が考えられないかお伺いをしたいと思います。

以上、2点であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 国の制度改正から、町民をどう支えていくのかについて、2点のお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「国民年金保険料滞納者に対する国保短期証の発行について」をお尋ねでございますけれども、本年4月から健康保険法などの改正によって、負担能力がありながら納付相談に応じない国民年金保険料滞納者に対して、国民健康保険短期証を発行し、納付相談の機会を増やすことにより、国民年金保険料の収納率向上を目的とした制度が始まりました。

しかし、国が実施する制度である国民年金保険料滞納者に対し、別の制度である国民健康保険の短期証を発行する措置については、広く住民の理解と納得が得られることが前提であることから、慎重に対応する必要があると考えているところでございます。

この制度を実施するかどうかは、市町村の判断となりますけれども、国の実施作業の遅れなどにより、現時点では、その具体的な内容が提示されておりませんので、今後の情報や近隣市町村の動向などを見極めながら、適正な対応に努めてまいります。

次に、2点目の「後期高齢者医療制度移行に伴う人間ドック助成、葬祭費の助成措置について」とのお尋ねでございますけれども、本年4月から、75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となり、新しい制度で医療を受けることになりました。

本町における人間ドック助成制度は、昨年度まで満20歳以上の国保被保険者を対象にして、上限額2万円を助成してまいりました。本年度からは国保などの保険者に生活習慣病予防を重視した特定健診が義務づけられたことにより、住民の健康維持のために健診の実施回数を増やし、多くの被保険者に受診していただくようにしたことから、特定健診の検査項目と重複する人間ドック助成制度を廃止したところでございます。

また、本町の国民健康保険では、被保険者が死亡した場合に葬祭費として、5万円を支給しておりますけれども、75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者は北海道広域連合が実施した「葬祭費の道内市町村の支給状況調査」によりますと、道内葬祭費の一人当たりの平均額が2万5,000円との結果から、支給額が3万円となっているところでございます。

このように、本町の国保被保険者と後期高齢者医療制度被保険者の葬祭費の支給には2万円の差額があり、この差額分の助成については、厳しい財政状況の中で実施することは困難でありますけれども、今後も高齢者の方々の健康増進と必要な医療の確保に努めてまいります。

以上、お答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは若干再質問しますけれども、短期証の問題なんですけれども、まだこれはこれからということでもありますけれども、あまりふれる必要はないんですけれども、ただ非常にこれは、どう考えてもおかしいんですよ。国保と年金保険料、これは違う全く別々なものをリンクさせて、そして、言ってみれば制裁ですよ。保険料が未納になっているから、そのいわゆる年金保険料、年金行政がどうなってるかと言ったら、言うも及ばないんですけれども、そういう実態がありながら、保険料が未納であれば命に関わる保険証を短期証に変えてしまうと、仮に満額、ちゃんと完納しててもですよ、国民健康保険料を払ってても、何でそういう発想になるのかということところが、非常に腹立たし

いというか情けないというか、そういう思いです。少なくとも、今の実体が分かってないと。年金掛金が払えないというのは、払いたくなくて払わないという状況だけじゃなくて、今の社会の構造的なもの。いわゆる雇用の問題も含めて、一体どうなっているのかというところに目をやってないとそこら辺の問題まで見ないで、それを命に関わる健康保険で制裁を加えると、あってはいけないことだと思うんですよ。そういうことは、先ほど言ったように、各市町村の自主的な判断に委ねるとい形になっていますから、ぜひ、そういうことも考えてやって欲しいと、決してこれをやったから年金の保険料の徴収率が上がるなんていうものでは決してないんですよ。そう思います。そういう意味で、ぜひ、先に向けてはそういう決断を出して欲しいというふうに考えています。

町長の考え方をお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 4月の国民健康保険法の改正によって、年金の金を払わなかったら、国保の健康保険証の短期証明書を出すという法律です。これは全国的にはまだ具体的にはなっておりませんが、あくまでも市町村長の考え方ということを前提としておりますけれども、実は、国保の未納者というのは全国的に1割であります。国民年金の未納者というのは4割であります。実は、もっと前にさかのぼりますと平成14年度のときまでは町が国民年金の徴収をしておりました。国にしたことによって、徴収率はがたっと下がりました。こういう状況からしてみても、私は非常に乱暴ではないのかと考えているところでございます。議員の意見も尊重しながら慎重に担当課と共に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 2点目ですけれども、葬祭費の問題とあとドックの問題、助成の問題がありますけれども、まず葬祭費、今回国保の中で予算を15万円組んでいます。国保の財政が厳しいってこの分かってます。分かっていますけれども、国保で出来ないのであれば、葬祭費の問題でいきますと民生費で何とかならないのか。そんな大きな金額にはならないではないかと思えます。おそらく、100万、100数万で、残りの差額分を助成するということになれば、2万円かける。ちょっと失礼けれどもその年の75歳以上の亡くなった方々にかければいいのですから、そういうお金が果たして本当に工面できないのかと、これまで国保の徴収率を上げるためにというか、ちゃんと真面目に、一番真面目にやってきた75歳以上の人たちが死んでいく時まで、こう何か差がつけられるということは、やっぱりあっては、ならない仕組みではないかと思えます。そういう意味で、ぜひ今後に向けて、後期高齢者そのものが無くなれば別ですけれども、続くのであればやはり検討していただきたいということを訴えて、町長の答弁をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 国保でも葬祭費については5万円あります。これは、管内的にも非常に高額であります。良い悪いは別にいたしまして、後期高齢者につきましては、先ほども言いましたように、全道の連合で言いますと2万5,000円あります。うちの町は、3万円ということでございますから、いずれにいたしましても、状況的には、管内的には非常に水準的には高い、ですから議員のおっしゃるとおり、従来どおり2万円を補助することを一般会計から出来ないかと。これについては、他保険者、社会保険や色々な

保険者もおりますし、財政状況からして今の現時点では予算どおり私は国保については、当面5万円。そして、後期高齢者については、3万円の葬祭費という考え方で進めるとい
う考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで、午後3時5分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時 7分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、一般質問を継続いたします。

次は、2番、西山由美子君の発言を許します。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 通告書に従いまして、一般質問をいたします。

まず、町長に2点と、教育長に1点お尋ねします。

1点目は、本町の定住促進事業計画について。

「豊かなみどり、あふれる笑顔、みんなで作るふれあいのまち」のスローガンで、私たちの住む訓子府町のまちづくり計画がスタートしたわけですが、現実には少子高齢化が進み、人口減少も歯止めをかけるべく重要な時期に来ています。住み良い「まちづくり」の基本となる住宅計画は、そのための大きなポイントとなり、町民の関心度も高いと思います。その計画の概要を町民にわかりやすく説明していただきたいと思います。

まず、次の4点について、町長に伺います。

1つ目、まちづくり計画に沿った、これからの定住促進をどのように考えているのか。

2つ目、空地、空家等の住宅の情報公開への要望に、どう応えるつもりか。

3つ目、人口減少に歯止めをかけるべく、本町独自の具体的な対策はあるのか。

4つ目、今後の宅地造成の計画はどのようになっているのか。

以上の4点です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただ今、本町の定住促進事業計画について、4点のお尋ねをいただきましたので、お答えいたします。

まず、1点目の「これからの定住促進の考え方」についての質問でございますけれども、昨年3月に策定しました第5次訓子府町総合計画の中で、ご質問のありました定住促進につきましては、大きく3点の施策を掲げております。

1つ目は、経済環境の整備充実として、農業・商工業後継者の育成と雇用対策の拡充等に努めることであり、2つ目は住宅・宅地対策の推進としまして、民間活力による賃貸住宅等の建設や宅地開発の奨励と、空き地・空き家の有効活用の検討であります。3つ目は、移住受け入れ対策の推進として、移住を希望するU・J・Iターン者に対する情報提供に努めることであります。現状を申し上げますと道内や管内の経済状況を見ましても、なかなか企業誘致等の即効性のある対策は難しい状況にありますことから、当面は住宅事情によ

る町外流出を食い止める。あるいは、町外に転出していた方に戻っていただくための「空きや活用事業」や「公営住宅の整備」さらには、生活環境改善のための「個別排水施設整備事業」などを積極的に進めているところでございます。

また、こうしたハード事業とあわせて、従前、行っている産業後継者の研修や担い手対策のほか、本年度は商工業振興調査にも取り組むこととしているところでございます。

次に、2点目の「空き家・空き地情報の公開」についてでありますけれども、現時点では公開できる情報はありませんので、ご理解をいただきたいと思っておりますけれども、全国的には、自治体のホームページに空き家・空き宅地情報として、公開しているところもございます。こうした取り組みは、不動産業法による制約があるため、紹介のみを行うこととなりますが、顧客の立場になりますと町が介在することにより、適正価格であるかのような誤解を与えることにもなりかねませんので、そうした意味では慎重さが求められるものと考えております。しかしながら、不動産業者を介さない空き家等が、多数あることも事実でありますし、そうした情報を一元的に管理し、活用することで、定住促進につながることも考えられますので、今後、課題の整理も含め、検討させていただきたいと思っております。

次に、3点目の「人口減少に歯止めをかける具体策」についてでございますけれども、当面は1点目のご質問でお答えしました住宅問題を中心とした対策のほか、今年度からの取り組みであります元気なまちづくり総合補助金を活用した事業起こしによる雇用創出などにも、期待をしたいと考えております。

本町におきましては、他市町村のように移住者を受け入れる産業母体がなく、生計を立てる仕事の確保がなかなかできない現状にありますことから、総合計画においても人口につきましては、現状維持を基本として、定住対策に取り組むこととしておりますのでご理解いただきたいと存じます。

最後に、4点目で「今後の宅地造成の計画」について、ご質問をいただきました。

本町においては、あけぼの団地とあさひ野団地の宅地造成を行ってきたところですが、近年の景気低迷により、個人住宅の建築気運が急激に落ち込んでいるように感じておりますし、また、民間の宅地分譲の動向や、空き家売却公告が増えている現状を見ますと、新たな宅地分譲に取り組む状況にはないと考えておりますし、投入した町費の回収に大きなリスクが伴うものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 19年の3月に策定されました訓子府町住宅施策推進計画。この計画書に基づきまして、何点が再質問させていただきます。

この中にですね。平成17年に公営住宅の補助制度が変わったとありますが、具体的にどのように変わったのか。ちょうど平成4年頃から、公営住宅もどんどん新しく、穂波団地とか末広団地とか建て変わりましたが、その頃の資金面でも制度と17年度以降の制度と比較してどのように変わったのか。ちょっと教えて下さい。

それとですね。町の所有住宅のうち、その他38棟75戸とありますけれども、これはどういう住宅なのか。ちょっと教えて下さい。

それから、住宅政策の展開方向の中で、2番目に広域的な特性として平成12年に町内の収容率が81.3%、旧北見市へ553人、旧北見市から395人が通勤していると書いてありますが、もうこれは8年前のデータですが、ごく最近のデータがありました

ら、教えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 何点かの住宅施策に関してのご質問をいただきました。

平成17年度の公営住宅の制度改正でございますが、ちょっと手元に資料がないですけども、大きくは民間活力に期待をするというところでございます。今までは、町独自の施策として、町が全て建て替えという形で進めていたところでございますけれども、今、平成17年度以降については、民間活力を利用した形の民間に少しでも、何というんですか、民間を利用した形での建て替え計画を進めるというのが大きな変換でございます。

それとですね、次の2点目、3点目については、ちょっと資料を持って来てないので後でお答えいたします。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 民間活力というのが、私どうしても、これ何回も読んでも、よく分からないんですけども、民間活力というのと、今までは町で住宅を建てていたのを民間の業者の建てることを利用するというか、活用するということですよ。たぶんそういうことなんだと思うんですが、そこに建設費の補助とか家賃補助というふうに計画の中にあります。これは、建設費補助は1戸当たり50万円、10年で12戸をやりたいと。あと、家賃補助が、これがちょっとよく分からないんですが、月2万円の補助で5年間とありますが、これは業者に対してなのか借主に対してなのか、借主に対してだと5年後は2万円高くなるということなんでしょうか。ちょっと民間活力について、もっと具体的に教えて下さい。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 今の民間活力のお話でございますけど、これにつきましてはですね、ある一定期間、例えば20年度の期間を設けて業者に住宅を建ててもらって、それに対しての家賃補助するというのも借上げですね。借上げをして、それに対して町が補助をしていくという制度もございます。それが1つの制度でございます。それとあと1つについては、従前に行っている町が行うものですけども、今のものについては、町が補助していくというふうなやり方でございます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 先ほどご質問の中で、その他の住宅とは何ですかというお尋ねがありました。それで、これについては、いわゆる職員住宅関係になろうかと思えます。職員住宅、公営住宅とは、違う町営住宅と職員住宅関係37戸ということで、それで、先ほどから計画書のお話が出ておりますけれども、基本的に、あの計画につきましては、これからいろんな整備事業を行うにあたって、補助事業を一定程度確保しなければならないと、そのための計画書だということで、まずご理解をいただきたいと思えます。そうしたことから、住宅施策のあらゆるものが、可能性あるもの全てについて盛り込んでると、あれを実施するというのではなくて、そうしたこともできるように盛り込んでいる計画だということで、まず、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） それならばですね。第5次総合計画に基づく住宅世帯数の想定が中に入ったんですけども、10年後の28年に人口が6,000人とあります。そし

て、2,100世帯というふうにありますけれども、これは計画ですから、希望的な数字なのかもしれませんけども、町として具体的に、今現在も、もう6,000人かなり割ってますけども、8年後に6,000人になる。その具体的な案というか策はあるんでしょうか。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま、人口の関係でご質問いただきました。これの住宅の計画につきましては、上位がですね、総合計画を参考にしております。総合計画の中で人口について10年度6,000人というふうに設定しております。それに基づきまして、この計画に、基づいて策定したものでございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 人口の推計の取り方なんですが、次世代の育成支援推進計画の中には住民基本台帳を基にした、コーホート要因法による推計っていうふうを書いてあって、これは、これですと、もう21年は6,005人とかなって、現実とはかなり離れてますけど、これもちょっとどういう推計の方法なのか、先ほどの総合計画中の10年後の6,000人と、このコーホート要因法による推計って、このずれというか、詳しく教えて下さい。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 総合計画の人口推計で申しますと、これについては、この計画策定の時も色々、ご意見・ご議論いただいたとこなんですけれども、これからの、例えば、日本全国、北海道の網走管内の状況を見ても、人口が増えるということは余程のことがない限りまず無理だと。少しでも現実性を追求していくためには、今、住宅事情による出ていった方を戻っていただくとか、先ほど町長から回答しましたけども、あるいは、住宅事情により出て行く方を抑制すると。その他期待的な要素も含めて現状維持ということを目指していると、前提としましては、先ほど言いましたコーホート要因法による人口推計も行っております。それでいきますと、特殊出生率ですとか、いろんな国調のデータにしまして推計しますと、議員おっしゃるとおり、人口はどんどん減少していくという結果になっています。これは、国の方で公表している数字何かでもそのように人口は減少すると先ほど言いました次世代育成の計画の方でも、それはコーホート要因法ですから、それはいろんな期待値を取り除いた純粋な推計でやった結果だということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） それではですね、この計画のなかで戸別改善の判定の出た幸栄団地と日出団地88戸があるんですが、これは今後、断熱改修などを行うと、そういうふうにして、戸別改修をしている計画なんですが、これ居住しながらの断熱改修というのは、どのようにするのかちょっと教えて下さい。

それと、末広地区は高齢化率が団地の中で55.7%で一番高いですね。そして、今年から末広団地も高齢者向けの公営住宅が改築されますけども、ますます、これから高くなると思うんですが、町長がマニュアルの中に示しておられた。高齢者の何ていうか、その地区で常に、皆で寄り合えるような場所を、この末広地区にできないのになって以前から

思ってたんですが、そういう計画はおありなんでしょうかお伺いします。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 幸栄団地とそれから日出団地ですか、その改修の関係でございまして、今のところは、この2つについても、診断の結果、ある程度、耐久性があるという考えで、未広団地と同じような考えでですね。建て替えではなく改修というふうな形で予定しているところでございます。これについては、まだ先のことですが、この計画の中では、そのような位置付けで計画を策定しているところでございます。立て替えではなく改修というふうな形の計画ということでございます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、再質問でそれぞれの担当課長の方から答えさせていただきましたけども、3つ、私の方からお答えさせていただきます。

1点目です。まず、民間活力です。これは、従来の公営住宅を町が建てるということではなくて、逆に言うと、分かりやすいように言うとPFI。留辺蘂の処分場は建てるのも、管理も全て民間が行う。そして、町は建設費と維持管理費について、15年に渡って償還してくと、住宅施策の中でも、今後取り入れていくということを検討していきましょう。という分かりやすく言いますと、そういう点で言いますと、住宅計画を公的なものにも取り入れていかなければいけないという状況にもう来てるのではないのか、ということの総合計画の中の位置付けだと。しかし、民間が単独でやっているのでもいいですと、土地の造成で言いますと、東幸町の浅野団地、それから、日出の久島さんがやっている団地、それから、民間住宅で言いますと、その旭町に1棟何戸が入ってますし、今新たにできてきています。そういう点で言いますと、公営住宅が建て替え、空き家の活用うんぬんというのが出てますけども、それに類して民間も本町には積極的に参入してきているという状況でございますから、改めて、町の住宅政策は、より財政不足の中で民間の力も借りながら、進めていかなきゃならないということが1点目であります。

2点目です。総合計画の人口と実際違うんじゃないのかと。これは、今後の第6次総合計画のときの議論になるかもしれませんが、従前から総合計画の人口見込みというのはいろんな工法を使ってきましたけど、最低限現状維持。多い時では、1,000人増えとか、2,000人増えるという計画をもってあてています。しかしいずれも、あたっていません。厳格に言いますと、今のうちの町の状況でいくと今後10年間でいくと、人口は、例えば、お話ししたけども、去年生まれた人は36人。死んだ人は71人ということから、自然現象からいっても、非常に激減してく状況は目に見えています。その点でいくと、実体としては、3,000人から4,000人とかというのが想定されますけれども、しかし、この計画は様々な補助事業や起債等の活用しながらもっていくということやら、住宅計画等、どんどん人口が減少するのに、住宅がいるのかなんて話になりますので、この点で言いますと、実体とは幾分人口想定については離れたイメージを与えるというか、実感としてはそうなるということをご理解をいただきたいということでございます。それが2点目でございます。

3点目として、私のいつも言っている高齢者に配慮した。今、西山議員の方から未広団地が55.7%だと、これは今、町全体では約65歳以上の人口が30%となりますから、いずれこの10年間にもっと上がっていくだろうと、とすると一人暮らしや、夫婦2人だ

けの老老介護といった状況というのは目前に迫ってきてると。しかし、今やれることは、空き家住宅を改修してバリアフリーのようなバリアを取り除いて身体に障がいをもった方達が入りやすいような条件に切り替えていくような施策を今年から始めさせていただいているというのが1点目です。それから、将来的には足の確保も含めて、住宅問題というのは当然出てきます。これは老人の高齢者の住宅、アパート等を公がやるのか、あるいは、グループホーム的なヘルパーなどを含めた福祉と一体的な住宅政策をやるのかということについては、少なくとも現時点では、この私の任期中の3年間には、ちょっと無理がございまして、近い将来の課題として、検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 今、民間活力についてのご説明があってよく分かりましたが、現在業者の方が建てている団地とか、そういうのは全く、その民間活力の話し合いとか関係ないんですね。そういうことで理解してよろしいんですね。今後、そういう業者の方との連携でやっていくというのは具体的にしているのかどうかということをお伺いすると、今、町長がおっしゃった、高齢者向けの建物ですね、もし、10年・20年、私が後期高齢者になったときに、例えば、福祉的な施設と、今、都会なんかでどんどん増えている基本的なケアを、全部のケアじゃないけれども、何かあったときに相談乗ってくれるとか、そういうケアがある何ていうんですか、シルバーハウジングっていうんですか、そういう高齢者向けのマンションみたいのが、都会の方では随分でてると思うんですが、もし、民間活力として建てるのであれば、そういった方向の住宅があればなと思うんですが、それについていかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、民間と具体的なそういう相談をしてるのかと。これはないです。ただし、私どものまちには開発計画というのがございまして、一定規模以上の開発をする場合については上下水道等の基本的なライフラインは事業主体者が整備するという取り決めがございまして、今、そういう計画に基づいて、いろんな団地の排水だとか、そういったことも含めて民間が中心になって行っているということは、行政と民間とが連携しながら進めているということの実体はございます。

それから2点目の、ケアハウジングマンション等については、北見市何かではどんどん今できているという状況でございます。いずれにしても、高齢者住宅を、あるいはまた、実践会地区で一人暮らしや生活されている人達を、市街地区の1カ所にアパート等などを集めていくような施策も全国的には見えております。しかしまだその決断には至っておりませんし、それが、行政が主導で積極的に行うことが、本当に良いのかということもあり、その前に高齢者実態調査のアンケートを見ても、やっぱり近所や親・兄弟等の側で生活したいという、実際の一人ひとりの住民の要望とどうやっぱり絡めて積極的な展開をしてくのかというのは、これからの課題だと理解しておりますので、ここのところは、またさらに、協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 定住促進に関して、ずっとこの計画書を読みながら、いろんなこと考えてたんですけど、私の頭じゃさっぱりいい案が浮かばなくて、その時ラジオから

ある曲が流れてきて、若い女の人なんですけど、「おかえり」って歌が流れてきたんですね。そのフレーズの中に「おかえり Sweet Home」というところがあって、そこをずっと聞いてたときに、人口推移を見ていくと、ちょうど団塊の世代の方々が、中学・高校を卒業して大都会に流れていって、その方たちがちょうど定年を迎えているよなって。先日も運動会の時に、東京から遊びに来ていた人と、ある方が話をした時にね、2人の年金だと都会での暮らしはとてもしんどい。そういう話をしたので、その方が、「それじゃあ訓子府に戻っておいでよ。」って言ったらしいんですね。やっぱりそういう年代の人で、今後の老後はどう生きるかっていうか、どう生活していくかということ、いろんな不安を抱えながら判断に迷ってる時期なんではないかなと、そうしているときに、ふるさとが「どうぞ、帰ってきて下さいよ、皆さん。」「皆さんの生まれ故郷で生活していませんか。」とそういうふうに、両手を広げて待っていてくれたら、もしかしたら、その迷っている判断も決断できるのではないかと。その時、ちょっとひらめきまして、ひらめいたって言ったんですけど、そういうふうに考えていたときに、次の日に道新の朝刊にですね。エッセイが載ってまして、作家の方なんですけど、町長お読みになったかと思うんですが、小樽出身の方で、ずっと東京のほうでお仕事されて、故郷がすごく遠い存在になってたらしいんですね。でも仕事で何回か来ているうちに、小樽の海を見ているうちに、何ともいえない心境になって、それで、病気のお母さんも一度ふるさとに連れて来てあげて、それで自分は、よし老後というか余生はふるさとで過ごそうと。そのときに、ふるさとのお友達とか、いろんな人たちがものすごく歓迎してくれて感激したというエッセイが載って、もしかしたら、そういう時期なんではないかと、先ほど町長おっしゃたように移住というのは、都会の人に呼びかけて、いろんな町村でやっていますけども、訓子府はこんな良いところですよって一生懸命宣伝して、移住してもらいたいんですけども、それよりも訓子府で生まれた人が、どうぞ帰ってきて下さいっていうほうが、もっと自然体だし、呼び掛けも楽なんではないかと。訓子府町もいろいろ変わったけれども、こんな変わらないところもありますよ。っていうような、今後そういうような働きはどうなんでしょうか。私の浅はかな考えなんです。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員のおっしゃることは非常に参考になります。北海道で一番住みやすい町、それは伊達と言われている。気候が温暖で、太陽の園を中心とする地域福祉が充実して、介護も充実していると。そして、医療も身近な問題であると総合的にとらえていくと住みやすさに向けては、うちの町も課題も沢山あるというふうに認識しております。少なくとも、今住んでいる人が、この町で生涯住み続けることができるような、福祉のあるいは、教育の産業のそういったものどうやって、創っていくかということを町民皆さんの知恵と力で乗り越えて、あるいは実現していくしかないだろうと。できれば町外者の人達から支援もいただきながら、この町の良さをもっともっと確認し合いながら、くらししていくことが大事ではないかと。その点で言うと、西山議員がおっしゃるような、その浅はかという大変謙遜しておりますけども、そのようなまちになりたいと、そういうふうにしていきたいと、願望だけではなくて、そういう思いでまちづくりにあたってまいりたいと思いますので、お力添えを賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 次の問題に移ります。

町民のための、より良い広報活動の進め方について。

町民にとって、行政の仕組みや町政の計画、財政状況、健康に関する情報などを身近に知り得るための唯一の手段が広報誌です。

最近では、家庭へのパソコン普及率も高まって、インターネット上のホームページでも容易に、各自治体の情報が取り出せます。

今後、もっと分かりやすく、町民の立場に立った広報活動を進めるために、どのような工夫や対策が考えられるのかについて、次の3点を町長に伺います。

1つ目、まちづくり計画のスローガンを基に、本町独自の特色ある広報活動を進めるにあたって、どのような案や工夫があるのか。

2つ目、広報誌の町内会による配布方法に問題はないのか。

3つ目、広報誌と一緒に配付される、折り込みチラシを減らす工夫はないだろうか。

以上の3点伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただ今「町民の為の良い広報活動の進め方」についてご質問いただきましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「本町独自の特色ある広報活動を進めるにあたりどのような工夫があるか」についてでございますけれども、前段で説明のありました近年のインターネットの普及率は全国で6割を越えると言われております。急激に、そしてあらゆる場面で情報を得るチャンスは増えています。しかし、このインターネットの普及率も地方に行くに従い下がりまして、さらには高齢者世帯ではさらに下がる傾向にございます。これは本町も例外ではなく、全てインターネットや新聞などに頼ることはならないという状況でございます。

これら新聞やインターネットなどによる情報の多くは、不特定多数に対してであり、町の広報誌は町内の読者が対象で地域が限定されており、さらに町内のコミュニケーションを図る手段の一つとも言えるものだと考えています。

したがって、誌面では、それぞれの市町村において、それぞれの工夫があり、決まった形式というものはないものの、一定のルールは存在しなければならないと考えているところでございます。そのルールは、2つのニュースを追うものでない。娯楽本位や個人の意見の発表の場であってはならない。まちの考えなどに理解を求める場ではあるけれども、誘導や押しつけになってはいけません。町民に内容が十分伝わるようわかりやすい記事にするなど、さらに、近年は個人情報の保護などから、プライバシーには十分な配慮が求められている状況でございます。掲載記事についても、最低限これらのルールを守りながら、町や地域のイベント、四季折々の話題などを取材し広報企画委員会で検討し掲載しているものでございます。紙面についても毎年レイアウトを見直しているところでございます。

2点目の「広報誌の町内会による配布方法に問題がないのか」という指摘でございます。広報誌の配布につきましては、毎月発行日の2日前には職員が各町内会・実践会に直接持ち込んでおります。その後の各家庭への配布については、各町内会・実践会ごとにばらつきがあり、早いところでは、その日に、実践会などでは農繁期の関係などでは若干遅れるところもあるようでございます。

3点目の「広報誌と一緒に配布される折り込みチラシを減らす工夫はないのか」についてでございます。平成17年の11月から折り込みチラシを少なくするため「町からのお知らせ」にある程度統合してきたところでございます。しかし、広報誌の紙面も町からのお知らせも紙面に限りがございます。昨今の福祉を始めとする法改正、あるいは時期的なものなど逐次住民の方々にお知らせをしなければならない情報などが増えているのも事実であります。こうした中で、できるだけ折り込みチラシの数を選択、数を抑える、縮小するなどの努力をしていきたいと考えているところでございます。

以上、3点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） はじめに皆様の誤解を招かぬように申し上げますけれども、私が、この問題を取り上げたのは、本町の広報誌について、うんぬんと言っているのではありません。広報くんねっぷは、私も大好きですし、町民の方も毎月楽しみにしていることと思います。今、協働のまちづくりが全国的に叫ばれる中、唯一自治体と町民を繋ぐ役割が広報誌です。広く大きな意味で分かりやすく、町民のためのより良い広報活動をするためには、担当者だけの責任ではなく、各係の仕事に対する積極性や町民側からもメッセージを取り上げることで、一層進歩していくと思うのです。どんなに、財政難でも子どもからお年寄りまで楽しく読めて、夢や希望や笑いがいっぱい詰まった広報くんねっぷであって欲しい。そう思うので、それを再認識する意味で町長に伺いました。

私が、議員になってから、知り合いの方が「どここの町に行って、広報誌があったから」と送ってくれたり、わざわざ届けてくれたりしたことがありまして、その中で釧路町、訓子府町の約3倍位なんです。釧路町の広報誌を読んでいて、訓子府よりも2ページ位少ないんですけども、実に盛り沢山の情報が読みやすく書かれていて、それで一度、係の方にお電話して、ちょっと状況を伺ったんですね。釧路町でも去年、19年度から改革がありまして、広報が今まで広報と統計で2人ずつ、4人いたのが、3人で広報・統計係をつくって、3台のコンピューターにそれぞれが自主制作して、コンピューターに全部入れて、印刷だけを外注するという形で、例えば1冊の価格でも18ページで64.26円なんですね。ちなみに訓子府の伺いましたら、18ページで今のところ105円だそうです。まあこれは、部数が8,200部と2,450部の違いもあると思いますが、そして、ちょっと面白いなと思ったのが、先ほどの町内会配布なんです。日出町でも高齢化してきますと、今、班編成にちょっといろいろ問題あるんですけども、お年寄りの方が広報を持って配るのに、すごく遠かったりして、大変だという声もあがっているんですね。それで釧路町も新聞の折り込みにしたそうです。そして1部を交渉で5円だそうです。今までは、町内会は配布料として7円助成していたのが、一応5円で終わるということと毎月最終金曜日に、一応道新にだけなんだそうですけども配っていただいて、道新をとってない区域にも5円で配布してもらっているそうです。それで、今のところは元よりも、最初はちょっと混乱があったんですけども、その配付は、町長がおっしゃったような日にちのズレというのは、あまり無くなったということは、おっしゃってました。

それと、先ほどのチラシですが、警察とか学校のチラシは、町内会の回覧版で回しているそうです。そして、広報誌には、たぶん訓子府でいえば「まなベル」。「まなベル」もとても楽しい内容なんです。それを、ほとんど「まなベル」に書いてあることが、広報誌

2ページの少ない中に簡潔にまとめられています。そのほかに折り込まれるのは、社会福祉の関係2冊くらいと言っていました。ほとんどは、回覧版でやっているんですよ。ということで、一応参考までに調べたなかで、そういう取り組みがあるということで、お伝えしたいと思います。

あとですね、訓子府の広報の担当の方ともいろいろお話したんですけど、釧路町の方も、1人で20ページもやるっていうのは本当に大変なんですよ。ってお話がありました。それで、その辺はですね、やはり各係の広報担当っていうか、委員会があるんですけど、その方たちとの協力で是非進めていって欲しいなあと思います。

あとは、広報内容に対しては、私ちょっと要望したいんですが、まず、町民参加のリサイクル情報を載せて欲しい。釧路町にもありましたけど、よくあるリサイクルですから、こちらの家で要らない物を譲ります、譲って下さい。そういうような情報をですね、町は情報を載せるだけで、別に電話番号は本人同士でやっていただければ良いと思うので、ぜひやって欲しいです。

それから、町政に関する町民の声を載せて欲しいなって、今、訓子府町では、夜間町長室とかふる懇とかやっていますけれども、そういうところにも出られない方で、言いたいことがある人たくさんいると思うんですね、それで、各町村でも専用の町民の声のボックスですか、訓子府でやったことがあるか分かりませんが設置していますので、そういう素朴な町民の声をぜひ載せて、それにはいろいろルールがあるみたいですね、ちゃんと住所・名前を書いて下さいとか、無責任な個人的なことは書かないで下さいなど、そのルールさえ守れば、町民の声を聞くっていうのは良いと思うんですね。

あとは、まちの特産物とかマーケットのPRですね。釧路町は開いた時に、最初にまちのマーケットの情報ですね。こういう物が売ってますとか、農産物と海産物の1ページでできました。

それから、今各町内会とか実践会の会長さん方が活発に活動なされて、それぞれの独自のやり方があると思います。東町では、お花のほうに力を入れたりとか。実践会のいろいろな面白い運動会があったりとか、そういう町内会・実践会の活動内容とかPRなんかも載せたら良いかなと、あのどンドン出てきてあんまり誌面が多くなるとまた予算がなくなるので、とりあえず私からの要望です。それに対してお願いします。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今、何点かについて要望という部分がありましたけれども、この中身については、釧路町のちょっと見せていただいて、多少検討はさせていただきましても、この中で、2つに分けなきゃならないかなっていう大きな部分でいけば、情報とかそういうもの載せるっていう部分については、今、広報誌の他にお知らせが入っていると思うんですけど、その部分が担うものかなっていう部分。広報誌に載せると今の誌面という部分で結構誌面が良い、悪い別にしまして、さらにその情報を載せるとなると誌面を増やすということは当然出てきますし、従前、広報の枚数っていうんですかね、ページ数っていうんですか、それ若干減らしていったらっていう部分ございます。そして、個人のお知らせの部分では、その町村、町村の広報の作り方という特徴っていうのがあると思うんですけども、うちの分の広報の部分のお知らせとしては、小さな字で福祉保健課の何だ、総務課の何だとかのいう部分が2ページにわたってお知らせみたいな部分あり

ますけども、それ以外は、まちからのお知らせという部分で載せているっていう部分。あそここの部分の情報として載せるかどうかという部分でございますし、ただこの今考えている町の広報のレイアウトの部分でいけば、そういう部分をどこまで載せれるかという部分の検討はしなければなりませんので、そのことは参考にしながら考えさせていただきたいというふうに思っています。

それと、町内会・実践会の独自のやり方っていう部分の活動については、これは町内会独自です。言葉のとおりですから、広報の方でやるとか自治活動の方であれをやりなさいとかってことはなりませんので、その部分は、町内会で考えるべきかなって部分がございますけども、確かに、それぞれでボランティア活動っていうか、草刈にしても、ごみ拾いにしてもそうですけども、町内会ごとにやっているというのは、実態ではないのかなという、やってないところもあるんでしょうけども、その地域の特性っていうのもございますので、その部分には広報っていう部分から離れるっていう部分。住民参加っていう部分の全体で考えるべきかなっていうふうに考えておりますけども、いずれにしても、今お伺いした、6つ、7つ、8つぐらいありますか、その部分については良い所をなるべくとらえるような形で検討はしていきたいと思っておりますけども、今この時点で、要望いただいた部分を、これをここでやるという部分には、お答えできませんけども、検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 大いに期待したいと思います。あと時間がございませんので、3番目の教育行政執行方針について、お伺いいたします。

昨年の9月の定例会において、現在の教育長が選任され9ヵ月が過ぎ、今年第1回の定例会において、教育行政執行方針が示されました。この間に教育長が本町の教育現場や成人、高齢者も含めて行事などに参加していくなかで感じられたこと、また、これからの本町の生涯教育を進めるために教育長を中心とした、教育委員会がどのような役割を果たしていくべきなのか、教育長の率直な考えを伺いたく、次の3点を質問します。

1つ目、「教育の町」として定評のある本町であるが、基本となる教育理念はあるのだろうか。また、教育長ご自身はどのような理念をお持ちなのか。

2つ目、国際化及び情報化時代が進む中、本町の特色ある教育をするために、教育委員会は、どのようなお考えをもっているのか。

3つ目、教育委員会の会議内容は、町民へどのように公開されているのか。

以上です。

議長（橋本憲治君） 時間が4時をこえる予定になっております。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれに延長をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間は延長する件は可決されました。

それでは、教育長。

教育長（山田日出夫君） ただ今、「教育行政執行方針」について、3点にわたりお尋ね

がありましたので、お答えします。

1点目の「教育理念」についてであります。本町の教育理念は子ども一人ひとりが学ぶ意欲を高め確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体など生きる力を育成するとともに、いつでも、どこでも、だれもが自由に学べる生涯学習社会を目指し、町民憲章が期待する町民像を踏まえ、未来を担う人づくりの実現に努めているところであります。この実現に向けて訓子府町民が自己、自分ですね。自分・家庭・地域社会における、生涯にわたって豊かな人間性と充実した生活のために役立ててもらうために、昭和49年に「訓子府町教育目標」を制定しました。これは「知」「徳」「体」「勤労」「社会」の5領域のもと、調和のとれた人づくりに、努めようとするものでございます。

また、私自信としましては、近年、国際化の進展や情報化、少子高齢化の進行による家庭・地域における教育力など、社会状況の変化や子どもを取り巻く環境の変容への対応をいかにすべきか考えております。

このような状況の中、家庭・地域・学校が一体となって、児童生徒一人ひとりの個性を伸ばし、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育て、自ら考え、正しく判断し行動する力を育てる教育に努めてまいります。また、特別な支援を必要とするお子さんたちの教育権を尊重するための環境づくりに努めるとともに、講師派遣事業や子ども安全パトロールなどの安全対策、さらには学校支援地域本部制度の導入など町民のご協力をいただきながら、すべての子どもが教育を受ける権利を尊重しながら、子どもを守り育ててまいりたいと考えております。

2点目の「特色ある教育をするために教育委員会はどのような考えをもっているか」についてでございます。子どもたちがこれからの厳しい社会をしっかりと生きていくためには、特に、生きる力を育むことが求められております。そのためには、子どもたちが楽しく学べて、分かりやすい授業に努めるとともに語学指導助手や町単独の臨時講師の配置、さらには、情報化時代に対応できるよう情報教育などを進めてまいります。また、学校教育の充実、その直接の担い手であります教職員の資質・能力に負うところが極めて大きいため、研修機会の確保や、新たに教職員評価制度を導入し、教職員の資質の向上に努めてまいります。さらに、家庭・地域・学校をつなぐ仕組みや環境づくりに努める必要性を強く感じているものでございます。

また、社会教育では、開かれた公民館利用や自主運営の団体活動を助長し、活性化を図るとともに、体育施設の効率的な活用を引き続き推進してまいります。

3点目の「教育委員会の会議内容は町民にどのように公開されているか」についてであります。教育委員会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び訓子府町教育委員会会議規則に基づき会議を公開することになってございます。ただし、個人情報保護等の観点から人事に関する案件やその他の案件によっては、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができることとなっております。なお、教育委員会議の開催日程につきましては、役場前の掲示板に告示を行い、広く周知しているところであります。

また、教育委員会議において審議されました内容等につきましては、毎回、会議録を作成しておりますが、現在、非公開の案件も会議録にあわせて掲載していることから、公開にまでは至っておりませんが、非公開案件の掲載方法や公開のあり方等も含めまして、今

後検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） お伺いしたいこと、たくさんあったんですが時間もありませんので、学校職員の評価制度っていうのが、これ具体的にちょっとわからないんですが、それと、教育委員会会議を公開するかしないかというのは、委員の中で決まるっていうのはよくわかります。ただ、告示も広報誌とかそういうのは使っては、しないんでしょうか。何かこう教育委員会の方々の働きというか、そういうのがよく町民には見えないので、すごく大事な組織だと思うし、これからの子どもたちの全てをこう託してる訳ですから、もう少しそういう公開しなくてもいいことは、別に構いませんけども、いろんなことをたぶん会議の中で話されていると思うので、部分的にでも広報誌とかに、まなベルに載せていただけたらいいなと思います。その点についていかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今、2点のお尋ねがございましたけれども、前段の学校職員評価制度のことについては私のほうから、後段は課長のほうからご説明を申し上げたいと思います。

学校職員の評価制度につきましては、学校の先生、それと事務の先生、養護の先生がいらっしゃいますけども、個人個人で毎年の自分の仕事のあり方といいますか、子どもの教育の仕方について、それぞれ目標を定めて頑張ってもらいたいと思います。その個々の先生が定められた目標に対して学校長・教頭がですね、共に計画の達成に協力しあって最後は2月1日前後ですけども、先生ご本人が自分を評価し反省ですね。次には、第1次評価者評価として、教頭がA先生の評価を行い、さらに第2次評価者として、校長がA先生、また教頭も含めて評価をして、反省と成果を把握し学校全体で翌年度の教育活動に活かしていこうということであります。それで、評価をA・B・Cの3段階にさせてもらうということでございます。このことについては、給与等勤務条件に反映するものではなくて、あくまでも先生の資質の向上を図り、ご自身で努力をいただいて、全体の学校の活性を図るといふ、そして、その成果を子どもの成長に、還元してくという制度でありまして、既に今年度から全道の全学校現場でスタートしているものでございます。7月1日に各先生がご自身の自己目標シートを作成していただく基準日となつてございまして、これは例年は5月1日ですけども、今年度、初年度ということで少しずれておりますけども、すでにスタートしている制度でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 2点目の教育委員会議会の公開につきましてでございますけども、教育委員会議につきましては、定例という形をとってございませぬので、案件がでてきたときに開催をするということになってございます。そういったことから、広報誌に掲載するといことになると、その開催日によっては、掲載できない部分も出てこようかと思ひます。そういったことで、急をすることも中には出てくるという、年間12回ほど開催してございまして、そういった部分では、なかなか広報誌に掲載するというのは難しいとは思ひますけども、今後は、インターネット等にも掲載できるかも検討を含めていきたいというふうにご存じます。

それから内容につきましては、「まなベルに載せては」ということでございましたけども、

これにつきましても、まなベルのスペースの問題もございますので、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、地方教育行政の組織及び運用に関する法律が19年度に改正されまして、20年4月1日から施行ということで、教育委員会は教育の事務に関する、事務の管理及び執行状況につきましては、点検及び評価を行い、その結果について、議会に報告をするということで、法が改正されております。これはどういう形で議会に報告するかは、これからまた検討していきたいというふうに考えておりますけれども、そういったことで、教育委員会の内容についても公表していくということになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） これで、私の一般質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

明日も引き続き一般質問を継続いたしますので、ご参集をお願いいたします。

明日は午前9時30分からです。

ご苦労様でした。

散会 午後 4時 9分